

特69-563

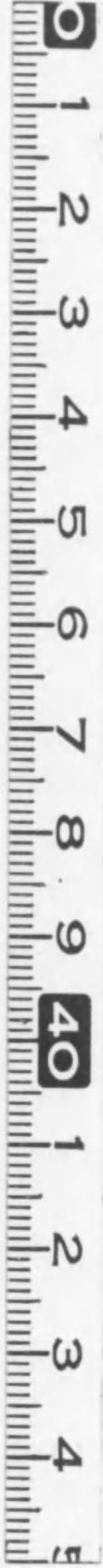


特69

563

自転車利用論

国立国会図書館



始



乘方
指南
自轉車
利用論
完

No 5812 / 23

特69
.563

乘
南
方
自
轉
車
利
用
論

第十章	第九章	第八章	第七章	第六章	第五章	第四章	第三章	第二章	第一章	目次
乗者の注意	自轉車旅行	自轉車乘方	自轉車機械	自轉車會組織	廢人力車論	通信用論	体育用論	軍用論	總論	

一 九 八 七 六 四 三 二 九 一
〇 四 一 〇 六 〇 四 五
〇



凡例

一夫の一著述一編輯あらば則必貴顯名家の題辭及序文を乞ひ頼りて以て售られんことを求むる若きは則余の屑とせらざる所なり故に此書之を缺く

一國中道路の良否を甄別して一覽表を製し以て乗者便せんと欲すきとも能はず他日自轉車上親しく全國を周遊し以て素志を達せんことを期す

一内外絶えて自轉車の書なし唯自家の微驗及び二三圖書中纔に散見せる所を以て此書の論據と爲せり而して近者トーマスステヴンス氏自轉車世界周遊記を著りし米國に上梓せるを聞く他日抄譯以て此書増補の資料に供

せんことを期す

一余や兵家にあらざり又通信事務に暗し故に第二章及第四章に於ては漆桶挿箒の識固より自ら甘して受る所あり微意唯纒に論及以て當局者の注意を惹くに在るのみ一余の始めて自轉車を學ぶや師なく書なく刻苦獨習數月を費せり而して本邦乗者の寡き主として之に因るを悟り以て此書を草す第八章示す所に據りて演習せば一日乃至三周日ふして容易そく乗車を能るに至るに余の敢て保證する所なり

明治廿三年八月

著者 識

乘方指南 自轉車利用論

第一章 總論

自轉車の文明の利器にして瀛車瀛船及び電車と俱に分配系に属し之を用ふるの先後國運の消長に關係をること論を俟たず其速力の一時間四里乃至七里餘その回避進退自由自在にして速力を緩めて徐行すれば徒歩に均しく速力を加へて疾走すれば瀛車に護らず故に英佛普塹争ひて之を軍用に供し其相後れさらんことを務めたり夫れ自轉車の特り軍用に供すべきのみならず國家社會一たび之か利用を闕らば以て通信事務を敏にし以て學校體育を資け以

て世間士女の行路を便し以て廢人力車の實を擧るに足らむ抑々諸衆の官衙學校會社商店に於て自轉車一輛を所有せば用務を辨るること敏捷迅速にして特り時間上經濟なるのみあらむ又以て使丁番頭の數を減して冗費を省くに足る例へば爰に一要務あり三四里外に使丁番頭を遣らんとするに若し之を徒歩に任したらんには往復殆ど一日を費さべしと雖自轉車を用ふれば遅くも二時間を費さざりて足れり殊に臨機要急の事務を處する警察署等の若きは一輛の自轉車を備へ置くこと最も必用あり又方今医者も人力車に乗らされば医者にあらざる者の如く思惟し適ま徒歩往診せば人の己を庸医視せんことを恐れ強ひて人力車一輛を備へ玄関前を飾る者あきにあらず若し之を自轉

車に代へしめば直接間接に於るその便利經濟果して幾許ぞや之を兒童の遊戯として愉快にして興味あり利益あること夫の竹馬紙鳶の比にあらず味に獨立自動の精神を養ふに至ては爾餘百衆の遊戯之に勝る者あらず故に歐羅巴に於ては近者俄然乗用者多きを加へ數千の製造所に於て數萬の職工を備へ自轉車機械を製出するに至りしは徒ら一時の流行に制せられて然るにあらず人皆自然實用の在る所を承認せるに因るのみ唯だ恨むらくは本邦自轉車の乗用未だ盛んに行われぬ漫に之を夫の紙袴子及び好事家の玩具に委せることを歐羅巴に於ても自轉車を軍用小供さべしとの議論始めて

起りたるは今より僅々五六年前あり歐洲中二三強國に於て先づ之を軍事に利用したるは蓋し頗る爾餘各國の注意を促したる者の如し尋て米國人トーマステヴンス自轉車上世界周遊を試み既に本邦にも来りたるは所謂自轉車の實用を證明したる者非耶當時内外の新聞紙は汲々之を記載したまきば世人は既に記憶して自轉車の實用に適せるを承認するからん

夫れ電信機の弗蘭克林に於る鐵道のジョージステフインソンに於る蒸氣機關のゼームスウアットに於るか如く凡一發明めれば其名不朽に傳へらざるを自轉車も亦一の大發明たり其名宜しく傳へるべくして而して傳へらざる所以は何ぞや曰く自轉車の創造は蓋し往昔ありて爾

来多く年所を経たり其創造に繋りたる者結構拙劣用ふるに足らぬ唯だ前後二輪あり乗者其中間に跨り足の指端にて地を打ち之を運轉せるのみなれば當時之を目して一の發明と爲さざりしならん是れ其發明者の名埋減傳へらざる所以あり爾来之に幾多の改良を加へて鞍轡^{ウツホウシ}軸警鈴^{ウツホウシ}点燈^{ウツホウシ}行衣並び備具し且輪端護談を籍むるより一層の輕快を得殊に婦人女子の用に適せる優物を見るに至れり是等の改良を爲そに數世紀間幾多の人の意匠に出でしや明かなりと雖も要するにジョージステフインソン與りて大い力ありしと云ふ

自轉車の既に十分の改良を遂げ輕便を極むと雖も今の後を推そべからざるは猶古の今を測るべからざりしが如し

殊に爾後更に幾多の意匠を費さば他日一層の改良を見る
得て期すべきのみ既に歐米に於ては水上自轉車を工夫し
空中自轉車を案出せ二者未だ全く成功に至らざると雖も必
ずや早晚目的を達するの日あるべし殊に本邦に於ては横
濱市自轉車製造師梶野仁之助氏ある者新たに鐵道自轉車
を製造したり運轉師二人の脚力を以て一車二十人を載せ
一時間三里乃至四里の速力を以て走れり其輕便にして運
輸に適する夫の鐵道馬車の比にあらざるなり
本邦人の頗る進取の氣象を有し盛んに外物を輸入せるよ
り漁車漁船及び馬車等ハ彼れが如く繁昌を極むと雖も特
り自轉車の人力車の爲めに斫礙せられて未だ十分の流行
に至らざるあり抑人力車の既に日本社會の先入主にして

上下一般舉て使用する所なれども其弊の及ぶ所一にして
足らぬ人を去て牛馬の役は服せしむるは道德上經濟上衛
生上共は許さざる所にして早晚廢止せざるべからざると雖
徒は廢止論を唱へて善後の策を講せざるは固は無責任の
放言たるを免れむ故に豫め自轉車を候補者と定め以て人
力車廢後の不便を償ふに當に務むべきの急とを審に其
弊害のある所を數ふれば人力車の猶夫の娼妓を如く實に
社會の公敵たり一日之を存すれば一日國家の恥辱を益そ
者あり之を一洗廢除するの勢甚だ難しと雖も漁車を左翼
は張り漁船を右翼に張り馬車を遊兵と爲し而して自轉車
を中堅に備へて人力車を攻撃せば其根據せる處たとひ廣
く全國に蔓延するも終に抜けざるの理あかるべし唯中堅

の兵を養ふに則ち先づ兒童に自轉車乗方を教へ以て其成長の時を待つあるのみ
竹馬運動の外曾て試みたることなき世の父老の動もそれ
は兒童の自轉車遊戯を危み之を制止せれども竹馬の結構
單一なるに却て自轉車よりも危儉なり歐洲諸國にては兒
童大抵八歳ふ至れば自轉車遊戯を始むるを常とそ凡老少
に論なく其適當ある機械の最も軽く最も強きにあり只粗
惡の車輛に乗たるのみにて未だ精巧の機械を試みざる輩
は其回轉鈍く因慙甚しきを感するより自轉車の實用不適
せざるありと輕々しく速断する者なきはあらむ故に乗者
若し自轉車を實用に供せんと欲せば須らく一良機械を擇
ぶべし之に乗るに兩手を以て把手を握り兩脚を伸して

兩肩を後方に投げ胸臑を前に開くを要し乗者の姿勢其れ
斯の如く且つ平等に四肢を勞するを以て其體育を資益ま
るに固より論を俟せ請ふ逐次利用の途及び乗方獨習の秘
訣を述べん

第二章 軍用論

軍事の進歩は社會の進歩と併行する者にして今日の戦闘
は復た昔時の如く迂濶ならず一朝事變に際しては數十百
萬の兵馬立ちどころに備はり其兵を交ふるや勝敗の決踵
を旋させ而して甲國は三日にして百萬の兵を動かせば乙
國は二日にして之に倍するの兵を備へんとするの勢あり
故に宇内兵制の進歩既に彼れが若く盛んあるも尚兵機
の發明通信

の方法に至るまで汲々武備を講じて已まむ彼我の競争年
一年より烈しきを加へ遂に歐洲諸國皆將に自轉車を以て
軍用に供せんとするに至れり
抑々自轉車を軍用に供せんとする所以に異時非常の際主
として使者往復の用に充て以て騎馬の及ばざる所を補ひ
且軍隊行進中沿道丈量の便を謀るに在り古來駿馬を稱そ
るは千里を以てするも是唯一片の形容詞にして假令絶群
無比の名馬と雖も一日の行程三十里乃至四十里に過ぎぬ
而して通常の馬は大抵十五里を度とせ陸軍騎馬の速力の
大凡十分間に二千メートル乃至三千メートルにして之を
日本尺度にするとするに大凡一時間に二里三十三町乃至四
里二十一町を經過する割合なり然れとも馬の活動物なき

は數時間同一の速力の決して保つべからば旦日に之を鞭
つて乗用するときは往々人間の徒歩より若かさることあり
昔者豊臣秀吉佐久間盛政の賤岳を襲ふを聞き即時大月毛
に鞭つて美濃大垣より柳ヶ瀬に到り馬遂に斃れたりし若
きは所謂毎十分間殆ど三千メートルの速度に合する者に
して蓋古今稀有の神速と謂ふべし然れども豊公の膽と大
月毛の蹄とを以て尚三十里程に踰へざるを觀れば兵機神
速を貴ぶ者豈一馬蹄に任して足れりとせんや若し夫れ馬
匹を撰び騎士を養ふを務むると同時に亞拉比の沙漠に駱
駝を擒しし拉布蘭の雪原に馴鹿を狩るの計を爲さざんば
恐くは軍國の事將に人後に墮若たらんとするを況んや新
機械を用ひ新方術を講せざるに於てかや然り而して英佛

に於てハ先づ已に自轉車を軍用ニ供したり今我官報及び
佛國陸海軍將校會雜誌に據り英佛二國の自轉車を採用し
たる所以及び其概略を左に掲ぐ

佛國自轉車採用令 明治廿二年十月十一日官報抜抄

今回佛國陸軍卿ハ軍事に關する通信及命令傳達の用務
を掌らしむる目的を以て軍隊用自轉車の乘員採用令を
陸軍部内に布達せり即ち今より歩兵一聯隊毎に該乘員
四人づゝを置くの目的にして軍團長ハ委ぬるハ豫備及
後備軍の兵員中最も自轉車の乘用に練熟の者を撰拔採
用の事を以てし同乘員ハ採用せられたる者にハ一定の
俸給外に其乘用自轉車の修理及拂拭費として一日五十
參つゝを與へ其平時及戰時に於ける服装並ハ掌務規程

等ハ軍團長に於て一定せしむる旨を令せり抑々軍隊ハ
自轉車を備ふる議ハ英國及佛國に於て夙に唱道せし所
にして之ヲ實驗上皆均しく最要の利便あることを認識
せり但し佛國に於て始めて自轉車を軍隊に備ふるの議
を唱論したるハ今より五年前に在り爾來千八百八十六
年に至り巴里に於てダニエールある者自轉車ヲ乘り巴
里より維納まで千三百ウエルスト(一ウエルスト九町四
十間餘にて此里數凡三百五十里)の里程を七日四時五十
分を以て旅行したる後佛國第十八軍團長ハ申請するに
此年に行ふべき大演習時にハ八輛の自轉車に乘員を添
へて指揮命令を諸隊に傳達するの用務に充てられんこ
とを以てせり是に於て同軍團長將軍ユルナーハ右申請

を許容し演習時に際して悉皆諸命令を自轉車八輛の乗員をして傳へしめたるに其迅速あること騎馬の傳令使を以て命令を傳ふるの比にあらざることを證認せり又昨年第九軍團の大演習時より自轉車二十五輛の乗員を以て軍團參謀部遠近に散在せる諸隊との間に命令を傳へしめたり當日演習場の雨餘の泥濘深く加ふるに騎隊の馬蹄砲隊の車輪等泥土を蹂躪することの甚しきを以て自轉車の轉走自由をらむ且つ諸隊並列の場所の之を左回右避せざるを得ざるに拘りし最も迅速に其掌務を行了せり但自轉車の一時間十六ウエルスト(四里十町四十間)乃至二十八ウエルスト(七里三十三町四十間)走過するを得べし而して實驗上軍隊に備ふるに低き二

輪數若くは三輪數を便利とせ高き二輪數の速力最も大なりと雖も其乗用の平地のみに限れりとぞ

英國新設自轉車隊

西曆千八百八十八年四月十五日
佛國陸軍海軍將校會雜誌抄譯

英國軍制調査委員の軍用上自轉車の適否如何てふ問題を陸軍首長司令官より下付せられ審議の後ち終ふ有志者を募り自轉車隊を設くることに決せしかば女皇の大命此新案を嘉納せられたり千八百八十八年四月大尉ビ―エツチヘウツト始めて職に就き第二十六シワドルセクス、シクリストクラブと名けたる新設隊を指揮せり其人員の百二十人あり而して佛國クーリエ、ド、ロンドル新聞の英國に於て自轉車隊の行ひたる試験の模様を左の如く報導せり

十六
壯兵大運動中始めて自轉車兵を攻守の爲め實地に試用せり尤先年自轉車の騎兵に代り得るや否必要の時の騎兵に代て偵察の職に當り得るや否を知らんが爲めに屢々試験を行ひたりと雖も隊の編制及車輛の不完全なりしが爲めに未だ好結果を擧げざりき然るに今回の試験に據りて陸軍官憲の騎兵よりの頗る輕便に自用具と戦具とを携へて駛走するを得べき便益ある隊なることを判定するに至れり殊に數日前ギールホルの停車場に於て編制したる自轉車隊の諸壯兵聯隊並にシツドルセアスの新設自轉車中より百人を撰んで之を編成しフアールンハンに於て此隊を二縱隊に分ち左縱隊のマンチエスターを經てサリスヒユリー府に行き右縱隊のバシン

クストケを經て同府に赴きさり于時若干の兵の橋梁を破壊し輕濠を設け路上に障礙物を作爲するに必要ある器具を携帶しさり當日道路泥濘にして新に小石を鋪きて脩繕を加へたる箇所が多かりしにも係らを發程地よりサリスビユニーに至る距離凡十五哩を暫時に通過せり而して此自轉車隊の其途中にて諸種の障礙に逢ひしと雖も神速に之を越ふるを得たり故に自轉車隊の軍に適すること此試験の成績に據りて十分明るなり
右の英佛軍隊に於て自轉車使用を試みたる結果にして其速力平坦地に在てハ騎兵に勝る復た辨を費さむして明なり今戰時行軍縱隊の距離及傳令使用の大約を左に述べん

師團行軍長徑

保安騎兵	二〇〇〇 ^米
前衛尖兵	六二五
前衛前兵	二〇四四
前衛本隊	六三〇〇
本隊	六八二四
後衛	七二〇〇
大行李	三三〇〇
輜重第一梯隊	六〇〇〇
輜重第二梯隊	一一二〇〇

縱隊の先頭より後尾まで總長徑四万五千四百九十三米即
 我十一里二十一町一間〇九寸にして此距離に駐軍と戦闘
 とに應じ多少變化を生ずることありと雖も先頭より後尾

までの間、常に各本部の軍務交渉頻繁にして使者絡繹項
 背相望む而して其往復一瞬時を争へり故に徒歩傳令使の
 勿論騎兵傳令使と雖も尚其速力緩慢にして機を誤るなき
 能わむ加之軍隊の眼睛たる騎兵を後方勤務の傳令使にま
 で使用するに今日各國軍制の通則ありと雖も斯くするに
 きり自ら騎兵の勢力と戦員を減少するの不利あるを免れ
 る斯かる場合に於て自轉車を用ひば特り其速力騎馬に倍
 するのみならず又以て兵勢を殺き戦員を減むるの弊を除
 くに足る英佛等風に此に見るあり幾多の試験を積んで遂
 に自轉車採用の令を發したり人或謂く戦闘地必を平坦
 ならむ殊に日本に丘山波状地多きを以て車輛必をしも通
 せむ故に戦闘地に自轉車を用ひんとするに則所謂趙括の

兵談にして坐上の空論たるを免れむと是則一を知りて未
だ其二を知らざる者の言のみ凡戦闘地の地區より平原高
地、森林、水、地物に交通路、人民居住地、隘路等あり而して此
地區地物中に往々車輛轉る能くを騎馬走るを得る歩
兵亦徒歩より難む所あり然れども尚戦闘に大軸の砲車輜
重車を使用し得る何ぞや凡行軍縦隊の首部に国道縣道
等の首道を通過する者にして山路野徑に一枝隊を派遣し
て側方の警備をあるに過ぎず殊に戦闘中と雖も師團旅團
の各本部及輜重梯隊に指揮交通に便利ある爲め常に首道
線上或は其近傍に位置を占む而して使者の往復頻繁なる
大隊中隊間より寧ろ師團旅團聯隊及輜重梯隊間より在り
と若し夫を駐軍に在りては各本部の一方に解在せむ多

くの都邑宿驛に據る故に其道路險坂にあらざるより大
抵車輛の通せざるをなし若し或者の如く一障害を擧げて
準據となし此の用ふへからむ彼を廢せしと酷論せば其
極遂に活動社會の活力を止めて百般の事業皆廢するの外
あかるべし愚も亦甚しからむや若し戦闘地に一部の不通
地あるの故を以て自轉車の使用を廢せば砲車輜重車をも
亦皆廢せざるを得む若し砲車輜重車を廢せば軍隊をも解
かざるべからざるに至るべし然れども今日の文明にては
嘗て廢兵を説く能はざるのみならず益々爪牙を磨して與
國相待たざるを得む況んや我國の如き兵備擴張を要する
の事情目前より迫るを故に軍隊に決して廢する能くを軍
隊廢さべからむとそれ砲車輜重車存せざるを得ざるな

り噫砲車輜重車の通る所誰れか自轉車通せむと謂ふ者
 ど軍隊通信の法の軍用電信、軍用輕氣球、軍用鴿、返射器、通信
 記号、騎兵傳令使、歩兵傳令使、喇叭、砲銃聲等ありと雖も就中
 緊要なる騎兵傳令使なり、騎兵傳令使の筆記の命令及報
 告速達の外屢々細密なる口演を要することあるを以て特
 に繁忙を極む然れども戰時多數の傳令騎兵を要するとき
 の騎兵聯隊の戦員を減少し隨ひて騎襲の勢力を減殺せさ
 るを得む其戦員と勢力を完からしめんふの英佛等の若く
 若干の自轉車傳令使を歩兵の各聯隊に於て養成するも若
 くは本邦各師團の騎兵の皆一聯隊を以て定限とあそ
 斯く限りある騎兵を以て保安警戒より戰線内部の傳令に
 至るまで限りなきの諸勤務に當らしむるとき既に著し

く騎兵聯隊の戦員を減少せる者なり左あきだに一戰毎に
 若干の死傷を出し一日毎に多少の兵馬病むと因り益々其
 戦員減少せるときに遂に緩慢なる徒歩の傳令使を用ひさ
 るを得ざるの不孝を見るに至るべし加之軍事上單に騎兵
 のみを頼むときの外征に當りて更に一層の不孝を見る何
 とおれば騎兵を乗船上陸せしむるの難事中の難事たるを
 以てなり然るに騎兵傳令使に換ふるに自轉車傳令使を以
 てせば其利益果して幾許ぞや

軍隊に在りては平時戰時に論なく一要地を圖画せる爲め
 目算測圖路上測圖等の方法あり而して是等の測手の徒歩
 又の騎馬なるを以て徒歩測手の身体の勞多きが爲め數圖
 作業自ら粗略に流れ騎馬測手の馬匹の靜穩あらざるより

常に馬丁を要せざるを得むと雖も測手若し騎兵用の距離測量器を帯ひて自轉車に乗らば測手の歩度測量の勞を取らむして容易に正密なる距離測量を爲し得るを以て數國作業も亦完全あるを得るや必せり傳へ聞く今より二十年前普佛の役普國の或軍隊に於ては自轉車を行軍に用ひて便利を収めたりと蓋偶然の故にあらざるあり

本邦第五師團(在廣島)にては既に自轉車の使用を始めたなり就中歩兵第十二聯隊(在丸龜)の乗者の最も巧みにして軍裝を附着し隻手偏足にて地斜三十分以下の傾斜地及幅員一尺以下の徑路橋梁をも自在に通過せり第五師團の自轉車を使用せるは蓋士官の發意に繋り其軍用上適否如何を實験に徴する者ならん然るは乗者の熟練斯くの如く其れ巧

あるを得たり之を内外の事實に徴するに自轉車の今日軍用上一の有益器具たること判然明確あり由是觀之本邦陸軍に於ても公に自轉車採用の令を發せらるゝこと蓋速きにあらざるべし刮目して其盛事を觀るの日を待つ

第三章 體育用論

舟車馬の間接運動に於ける興味多くして身体發育及保存に適するは蓋し普く教育家の証認する所あり現に東京學習院にハ乗馬演習あり帝國大學にハ隅田川競船あり新潟縣尋常師範學校にハ信濃川輕軻演習あり英國ケンブリッジ大學及ヒヲキスフォルド大學にハ古來チームス河競漕會あり以て體育に資せり而して方今全世界學校に於て車輛を體育用に供する者あるを聞かず歐洲二三の國に於て

の稀に自轉車學校若しくは自轉車練習所ある者あるも是
 唯富家の兒童を集めて専ら之れが乗方を教授するにあら
 さば特種兵卒の爲めに之を傳習するに止るのみ惟往古
 トロイ人希臘人の競車を以て體育の一部と爲せしこと
 ホーマーの詩篇及び史籍に徴して明なり近世教育家亦乘
 車運動の利益を説く者ありと雖もまた之れを學生に課せ
 ざるの余の甚だ遺憾となす所あり
 惟ふに、運動に三つの要素あるべからむ一、四体の發達
 を増進するあり一、精神を勞するを少くして興味多きあり
 一、熟達の餘實用に適するあり而して歩兵操練普通体操及
 百遊戯中斯の三要素備具する者蓋殆んど稀なり夫れ歩兵
 操練の國家有事の日以て大に用ふべしと雖も平時演習

於ては毫も興味あることなし普通体操の能く四体の發達
 を増進せしむるは卒業の後別の一の實用を爲さむ況んや其
 演習殆ど興味なく爲し生徒をして厭倦せしむるをや奪旗
 綱引打球蹴鞠等の嬉戯に於ける興味頗る多しと雖も熟練
 の餘絶て利用の途なし且其遊戯たる十分平等に四体を發
 達せしめざるを奈何せん利用興味並存して最も體育を資
 する者蓋舟車馬に若くはし然るに体操其他の遊戯と俱
 に流行盛んならざる所以の地形の不便經費の多額適を以
 て之を妨礙したるのみ學校の所在必しも河海に接近せ
 る學校の資金必しも充足せざるを以て舟を備へ馬を養
 ふに甚だ難事に屬す故に體育上其利を認むるも必之を
 學校に採用せんこと望みて得へからむ獨り自轉車に至り

てり然らば之を學校に備ふるに馬若しく舟を購入するが如く多額の費用を要せむ兒童用の木製小輪なれば一輛四圓乃至六圓中學生以上大輪なれば六圓乃至拾圓にて新調し得べし且之を保存するに馬の如く飼養料を費さむ舟の如く屢々修繕費を要せむ唯之に膏油を注くに止まれり而して其運動たる平等に四肢を勞して過度に失せむ以て能く身体の發育を増進するに足れり自轉して進退回避意の如くあるに夫の鞞繩シーソーも嘗ならむ老成人と雖も一たび之に乗りて回轉を始むるときは樂んで止るを忘るゝに至る興味も亦深い哉

人或り曰く英國のクリケットに於けるが如く米國のベースボールに於けるが如く泰西諸國必を國戯あり日本獨り

之をかしと余謂らく然らば本邦亦從來國戯あり竹馬是あり吾人年少の交りを稱して竹馬の交と爲そ者豈竹馬の以て國戯と爲そに足る所以にあらそや兒童最も嗜好し世間普く流行する者百歳中蓋竹馬に若くはなし然れども今日の時世に於て之を玩ぶ者次第に減少し且其單に兒童に適して大人に適せざるが故に充分ある國戯とあし難し而して更に自轉車を以て竹馬に代らしむるに蓋し今を其時とあす近頃補々之を用ふる者ありと雖も唯都下縉紳の子弟及び好事家のみにて未だ一般の兒童に普及せざるに價額の不廉にして得易からざるに因ると雖も主として未だ其興味を知らざるに坐するのみ故に先づ學校に於て之れが運動を始めされば都鄙一般容易に流行せざるべし

小學設置の制たる各獨立町村より尋常小學若くは簡易小學ありと雖も高等小學の所在の一郡若くは一市中一二ヶ所に過むして通學の不便を鳴らそり都鄙一般の狀況あり此時に於て自轉車運動を始むるに獨り體育を利するのみならず抑も亦學校遠隔せる生徒の爲めに通學の便を開くこと大なり

更に進んで中學校師範學校に於て之を採用せんこと其甚だ容易にして利益亦淺尠ならむ例へば休日にも隨意數里外に遠遊して勝光を探り博物を究むるを得べし或は生徒一團體にて脩學旅行を爲し及び長途行軍を擬するに方りての設備其他要急の事務を辦了するを得べし然れども是唯在學中の一利用にして其主眼は生徒各自愉快より巧拙を

關りし遲速を競ひ以て體育を資くるに在るなり其卒業して社會に出づるに及んでの技倆既に十分熟達せるを以て遠遊近行総て自轉車を用ひ復た將に人力車に乗るの弊あらんとそ商業學校に於ては自轉車練習を以て必修科とするの價值あり何とあれば持り之を以て體育を資するのみならず無て商業用に充るの便あればあり商機猶兵機の如く往々一刻千金の損益を關することあり殊に花客の買品を其家に送り又は花客を訪ふて注文を受るが若き用務を辦するに自轉車を用ひば其便利實に言ふべからむ余は體育の爲めに自轉車運動の利を説くと雖も敢て他の戶外運動を非議する者にあらず唯自轉車を無用奢侈の玩具と看過し去らむ体操科の次操櫓術の右に置き以て學生

に演習せしめんことを欲するのみ本邦の地形四面海を環
りしたる一大海島國あれば宜しく操櫓術を急務とあそ可
きも似たりと雖も學生の學校を出て、社會に立つや必し
も海を踏まそして盡く陸を行く者也假令海を踏むとそる
も之を行ると必そ舟子のあるあり舟子の元來人間の業務
かれハ船客之を役するも何の痛む所あらん而して陸を行
くや必しも馬車及び漁車あらむ故に路上車夫を驅りて人
力車に乗るハ日本社會上下一般の習俗といふなりぬ世の教
育者よ率先人權を重んじ人力車を排斥して上下浸潤の惡
習俗を一洗するハ益已むを得ざるの義務に屬するぞかし
然らば則本邦假令海國たるも宜しく乗車方を先ふして操
櫓術を次ぎにすべし然るに操櫓術ハ假令体操科からざる

も戶外運動中最卓逸なる者として既ふ之を演習せる學校
あるを見るも乗車方に至りてハ世間無數の戶外遊戯書中
にも尚其記載を欠くハ豈緩急を誤る者にあらずや熟々我
教育部内を顧るに歩兵操練と云ひ氣質鍛鍊と云ひ舎内整
頓及び被服裝飾と云ひ其軍制ハ化せられたる者二三よし
て足らむ而して教育制より軍制に及ぼしたる者絶えて之
れなし教育家豈夫の武夫に慙色おからんや之を内外世運
の進歩に徴するに自轉車亦陸軍の採用する所とある蓋遠
きにあらざるべし然る后ち教育家遽りて、之を學校に摸
倣するが如きことあらば豈所謂之を東隅に失して又桑榆
に敗る者非邪

第四章 通信用論

郵便脚夫の皆健歩あるを以て其速力の一時間一里半以上なるべしと雖も之を自轉車の速力に比すれば少くも三分一の遅さを見る故に之を通信に用ふれば現に費す所の時日三分一を以て郵便電報を送達し得べし己に米國華盛頓の驛通會社に於ては自轉車を以て信書を送達し歐洲諸國に於ては之を商業間に利用せり既ふ其軍用に供せらるゝを見れば其通信用に適する固より辨を費さまして明かあり我政府が通信事務の改良に銳意なる郵便規則電信規則の改正ありしこと前後一にして足らざる又隨ひて郵便電信學校の設立あるに至る由是觀之郵便電報の送達ハ單脚夫の徒歩にのみ一任せを更に自轉車の採用せらるゝを見る蓋亦速きにあらざるべし

借々惟ふに本邦今日の道路にて未だ十分車輛に適せざる所なきにあらざると雖も道路ハ社會の文明を伴ひて年一年より改良に赴き今日の道路を以て十年以前に比すれば其險夷霄壤をあらざるを以て觀れば十年以後の道路ハ又今日の比にあらざること勿論なり我國元來山嶺多く平坦の道路亦未だ完全ならざると雖も東海道一帶の如き福島縣山形縣及び栃木縣の如きハ世界中自轉車の最惠國と稱せらるる英吉利の道路に比するも敢て譲らざる所あり國中郵便線路延長一萬一千八百七十四里中少くも三分二ハ車輪必む通まべし而して郵便局數實に三萬九百二十一其の都會にある者道路平坦にして四通八達の便を占むるを以て自轉車を通信に供せば其便利將に米國驛通會社の華

盛頓府に於けるが如くあらんとす
郵便送達を以て徒歩に一任するの尚可なりと雖も一刻千金を争ふ電報配達に至りては殊に徒歩を以て足れりと思はるるなり夫れ電信線路に沿ひて電信局の所在必しも相接近するにあらむ國內電信局數凡二百三十一電信線路延長實に六千八百六十九里局數を以て里數を扣除すれば凡三十里に一局の設けある割合あれば何れの電信局にても電信を受信者に配達するも最も速きは十餘里程に渉ることあり尋常の電報なれば之を郵便にて送達するも又脚夫の徒歩にても送達すること妨かあるべしと雖も樞要なる報知に至りては一刻千金の得喪國家の安危に關する者なくんばあらむ斯る要急の音信は千里一瞬間電線を通し

て來るも之を受信者に送達するも一日若しくは二日を費すが如きこと有りては固より電信架設の本旨にあらざるあり然れども沿道相接近して電信局を設置せば其經費費られむ故に余は俄に自轉車を以て郵便送達用に供する能はざるもセメテは電報配達用に供せんこと企望に堪ざるあり

凡重大事件にして最要急の音信に至りては費用の多寡固に顧るべし違あらむかゝる音信に特に電報料を倍獲するも發信者の厭ふ所にあらざるあり今夫れ刀劍を作るに七分の鋼鉄を以てし三分の鉛を以てせんか鋼鉄たとひ百練の餘に成ると雖も僅かに鉛の鈍さに因り其利を全ふする能はざるを奈何せん電信の徒歩配達に於る豈之に類を

ることおかりんや

電信局に於て新た自轉車を購入するより幾多の金額を要し一時不經濟なるか如しと雖も一旦之を購入せし機械の數年間の用お適し時に少しく修理を加ふれば十年間の久しきと堪へん且自轉車を用ふるため時間の徒費を省く勿論隨ひて脚夫の數を減するを得るより之を考ふれば一電信局に於て二三挺の車輛を備ふるも其費用の如き固より數ふるに足らざるあり殊に道路平坦の府縣に於る電信局の自轉車を用ひて速に電報を受信者に送達するを得ば局と局との間隔を速くし局數を少くするも更に不便を生ぜざるあり今一局を設置するに新築費の勿論技手使丁給及び電池藥劑費等に要する其金額毎年數百圓に

及ぶべし而して今一縣下十個所の電信局を七個所とあし爲めに各局の距離更に多少相隔るも自轉車を以て電報配達を爲さし其の便利十ヶ所の電信局が徒歩を以てするに譲らざるなり而して三局を減したる爲めに剩る處の金額一半を以て爾餘七局に數輛の自轉車を備ふること難からざるあり余が自轉車を通信に利用して電信局を減せんと欲するの議論或は新奇に失せるの笑を免れざるべしと雖も要するは夫の鉄道敷設論者が鉄道敷設に因りて常備兵を減せんと欲するの意と異なることおし茲に始めて自轉車を通信お用ひんより郵便電信學校若くは官衙に於て數十百名の脚夫を募り之に數月間自轉車乘方を傳習し其熟練するに及びて之を各主要なる電信局

に配し以て徐ろし其適否如何を試むべし凡上の好む所の
下之より甚しき者なり通信省に於て率先自轉車を利用せ
ば之れに倣ひて社會一般乗用せるに至り電信局が第二回
の脚夫を募集せるに及んで其採用あらんことを志願せるも
熟練者の續々進んで其採用あらんことを志願せるに至る
可し果して然らば我通信省に於て自轉車を用ひると否と
の持り郵便電報送達の遲速如何に關するのみならず抑亦
社會全般に自轉車の流行を促その利あり

第五章 廢人力車論

凡便利の爲めに合理如何を顧みるに違ふく不正理不道德
の事物行なれて永く風俗を亂り社會を汚すこと古今一に
して足らむ奴隸賣買の如き娼妓營業の如き蓄妾公行の如

き蓋し其的例たり而して我邦人力車の流行せる其非理不
道にして風俗を壞り國家を辱しむるに至りては決して夫
の奴隸娼妓及び蓄妾に譲らざるあり而して余の廢人力車
論を唱へて自轉車を社會公衆に推薦せる亦已むを得ざる
に出づるのみ

抑々人力車の明治四年始めて世に顯われ爾來日其數を
倍し遂に其流行今日の如きに至り當時動もまれば其賤
業を厭へ辨難攻撃する者あきにあらむと雖も是唯其一時
に止まりて後ち復た啄を容る、者あく襲用の久しき上下
一般の風となり其賤營にして且不正なるを忘れたる者の
如し故に初め人力車に對して非難したる者猶ほ且之れに
乗りて顧みざるに至れり試に一瞥すれば人心を支配せる

宗教家風教を徳化する教育家哲理を唱道する著述家及び
 社會改良を自任する操觚家と稱する者も意氣揚々白晝車
 夫を叱咤して慚ざるは實は本邦現在の狀況あり車輪の敷
 蓋し上古に創まり爾來數千年屢用し來るも其之を輓く者
 を以て牛馬に限りたるは古今一揆東西符節を合したるが
 如し偶ま人の之を輓くことあるも貨物を載せて負載に代
 ふるのみ夫の関子騫及び江革の赤貧爲すなく父母を車に
 載せたと初花の變者勝五郎を輓きたるは古來和漢史乘
 の二幅對とも謂くして至孝貞節の情已むを得ざるふ出で
 たりしのみ之を外にしては古昔より明治年代の今日に至
 るまで未だ曾て人の人に輓て車に乗り人の人を載せて輓
 しことあるを聞かむ但二十三世紀(西歷千七百年代)佛國の華美を極

むるに方りてや巴里に於て人力車行ひしことありと雖
 も輿論の制裁に因りて忽ち迹を絶ちしと云ふ

古の蒙昧野蠻にして文物開けず教化行われぬ奴隸制度當
 時人民の是認する所にして未だ人權の何たるを辨識せず
 と雖も猶且人を以て純然たる牛馬に代用せしことあり然
 るに本邦特り明治の昭代に之あるを見る豈其便利に眩惑
 せられて不正理不道德あるを顧みるに違ありさるか抑將
 た其非理を論究する人なきか之を例せば猶彼米國の文明
 にして而かも奴隸を使用し永く廢すること能はざりしが
 如し然れとも北州の民一たび其非理を鳴して正義を唱ふ
 るや遂ふ之を干戈に訴へて奴隸廢止の實効を奏せしは蓋
 し千古の美舉と謂ふべし是より先き歐米に於て奴隸廢止

の爲めは書を著して輿論に訴ふる者一生を擧げて法律研究に委ぬる者資金を募りて會社を設立したる者陸續踵を接して遂り起に北米合衆國政府の廢奴に關したる建議一歳間十一萬通の多きを見るに及べり歐洲諸國政府にては或は黒奴の輸送を禁じ或は殖民地に於て黒奴の苛役を緩め或は廢奴を令したり斯く廢奴説の盛なる所以豈他あらんや唯中心より奴隷を憫むの情切あると人類を以て牛馬に換ふる非理なるを悟るは因る本邦現在の車夫は猶歐米の奴隷に於ける如し之を賣買すると否らざるとの差こそあれ人類を牛馬視するに至りては毫も異なる所なし然らば則ち人力車營業を廢し隨ひて人力車夫を救ふの道を講ずるは豈國家務むべきの急にあらむや

人或は曰く車夫を役するは猶家に在りて僕婢を雇ひ船に搭して舟子を煩し馬車に乗りて馭者を用ふる如く唯金錢を以て其勞を買ふに止まり夫の奴隷の如く人間の權理自由を剝奪すると同日の論は非を故に車夫を雇ひて人力車に乗るは實に道德を傷らざるのみならず寧ろ乗者の人力車夫の花客として車夫を利する者なりと道德上果して然るや否や爰に辨せむ暫く數百歩を譲り或者の言一理あるとするも或者尚之を感情に訴へて忍ぶや否苟も殘忍刻薄の無情莫たるはあらざるよりは同等の人類を役して已怙然乗車する者あらんや然るに西洋人の本邦に來りて人力車に乗るは彼れ我人種を劣等視するの極車夫に對して同情を表せざるのみ本邦人の人力車に對し衰れ氣の毒てふ

同情を表せざるに未だ四海兄弟の觀念を有せざるに因るのみ若し四海兄弟の觀念吾人の腦裏に印象せば假令人力車に乗らんと欲するも能はざるなり爰に人ありたとひ体疲れ足痛むと雖も誰れも忍んで其子弟及び妻妾を役して車を輓しむる者にかかるべし若し之を子弟妻妾に忍ぶ者あらば人將之を何とか謂はん幸ひに法律の爲めに問はれざるも恐くハ筆誅辨難並び迫りて人間に齒を能はざるべし余一念是より及んで特に怪訝に堪へざるに豈宗教家の人力車に乗る是れあり。

抑佛者の慈悲と云ひ衆生恩と云ひ耶穌教徒の愛と云ひ救世と云ひ自稱して鹽と云ひ光と云ひ同胞相稱して兄弟姉妹と云ふ一視同仁彼我無差別の論天下豈之れに勝る者あり

らんや然り而して耶穌教徒及び佛者の行爲之に反そ知らそ所謂慈悲衆生恩の觀念兄弟姉妹の同情果して安くにか在る世俗の車夫に忍ぶハ骨肉にあらされば兄弟姉妹と念はざるあり一家族にあらされば衆生同視せざるに因ると雖も夫の口能く之を稱して行及ばざる者自顧みて慚るなきか昔者米國に耶穌教徒より成る弘教會ある者あり會員中奴隸を所有し其苛役によりて得る所の収入金を以て弘教會費に充てたるもの多しと云ふを聞かば人皆其愚を笑はん然れども今日尚一層輪郭せる怪事あるを奈何せん則ち耶穌教徒の安息日人力車に乗りて教會堂に詣るなり教育家の人力車夫を走らして學校に昇り德育を講ずるなり知らむ世人の後者の前者に於る其事体異なる所ありと云

をや否

惟ふに所謂宣教師ある者の耶蘇教徒中に在りては學識徳望共に拔群の人物ならん而して其歐米より派遣せられて本邦に來り住する者前後幾百千人なるを知らずと雖も眞成に愛を盡し徳義を重んずる者果して幾人ある曾て車夫の賤業を嘲ける者あるも未だ之れが廢止論を唱ふる者ありを彼れ當に廢止論を唱へざるのみならず躬親かゝ人力車に駕して顧みず揚々として閭里街頭を通過するは獨り何の心ぞや曾て新潟に米國の一宣教師あり年齒既に六十合衆國にありては屈指の人物なりと稱は彼一日夫妻相携さへて人力車に駕し市中を通行を時に車夫誤りて蹶き倒れ老婦を車より落せしむるや老父怒りに堪へず杖を以て

車夫を毆打せよと云ふ是等のことハ市井無類の徒もあさゝる所なり豈宗教家に有るべきの行爲ならんや我紀元二千年代歐羅巴に於て非奴隸制廢論盛んに行ふは爲めに白人種限りは之れを奴隸にせるの非なるを是認せしも他の問ふ所はありまといはるもの、如く依然黑人種を奴隸とせし歐洲に於て白奴將にその迹を絶んとせざるに臨み白人の亞米利加に移住せるもの公然黒奴を土地開拓等の業に役し爾來黒奴の使用益々盛にして毎年數萬の黒人を亞弗利加より亞米利加に輸送せる事といふれり由是觀之耶蘇教徒の所謂愛隣說四海兄弟論は唯白人種にのみ限りて誤認するに非ざるあきか然れども廢奴說已に其實効を奏し今の米國に於て黒奴迹を絶ちしは尚我邦に於て

一種の奴隸あり歐米に在りて曾て廢奴説を主張したるふも拘りらむ本邦に來りては猶車夫を馳驅して憚らむ彼已に黒奴を人類視せるも未だ我車夫を人類視せざる歟其情許さべからむと雖も要するは日本人自ら速くの侮にして深く外人を咎むる不足らざるなり明治初年英佛人社を結んで人力車を支那香港に輸出したりしが時に之を輓きたる者の白人にあらむして蒙古人種あり近者復た英人の人力車を英國に輸送せんとする者ありしかば或者之に貴下人力車を貴國に齎らして之を誰れに輓らしむるかと問ひしは彼冷笑を帯びて日本人を雇ふべしと云ひしとぞ噫我國民の侮辱を受くる一に此に至るか慨嘆ふ堪へざるあり一車夫の歐打凌辱を受るは則ち日本人の歐打凌辱を受る

あり車夫等の奴隸視せらるゝは則ち日本人の奴隸視せらるゝあり爰に一家族あらん中に就て一人他家の奴と爲りて苦役に服し叱咤苛虐の裏に呻吟を聞けりば之が兄弟姉妹たる者忍んで傍觀坐視せるの理なし而して吾人の車夫に於る亦同一理たるを知らば夫の揚々晏車に御せる者思半は過きん
之を經濟に訴へんか人力車營業の供給系に屬せむして全く分配系に屬し毫も生産的の勞働にあらむ抑分配系の供給系及び督制系に於ける隱然鼎立の勢を爲し社會一日も偏廢をべからずと雖も其費す處多きに反して得る所寡きは固より社會經濟の許す所ふあらす然り而して瀛海瀛車及び馬車の運輸事業に於る其所得人力車營業の比にあら

さるハ少時間少人数の力を以て一回に多数の人畜貨物を輸送し得るにあり就中馬車よりハ漚車楫舟より帆船帆船よりハ漚船の利益多きハ愈々人力を省きて愈々多量の運輸に適するに因る之に反して人力車ハ一車夫を以て僅に一乗客を輓くに止まり乘にハ二人乗用車輛なきにあらざると雖も長途旅行中少しく急を要するか若くハ行路難おれば車夫二人の力にて乗客一人を載せ所謂「二人輓」を爲そに至りてハ不經濟も亦甚しと謂ふべし

夫れ郵便事業の電信事業に比して其利益多きハ一夫の力能く同時に幾多の書信を送達し得るが爲めにあらざれば若し郵便にして一封書ある毎に一脚夫を發するが如き事あらば誰か其愚として不經濟なるを笑らばさらん而して一

車夫の一乗客を輓く其理之と同一なり吁々人力車夫の終生役々膏血を流して尚妻子を養ふに足らざる亦已むを得ざるなり

人力車營業ハ車夫彼自身の不利益を極むるのみならず抑亦國家の經濟を誤れり何となれば一乗客加ふる毎ハ一車夫の増員を要し明治十八年の統計にハ全國人力車輛の數十六萬六千五百八十八輛同十九年ハ十七萬六千二百七十八輛同廿年にハ十九萬八百十九輛に達したり而して本年一月の調査ハ據まば東京府のみにてハ車夫四萬三千八百八十人の多きあり余未だ明治廿一年以降に倂る全國人力車輛の統計を見ても雖も今日お及んでハ少くも二十萬以下らざる可し然り而して社會三系統中人員甲ハ増せば乙若

くハ丙に減ざるハ數理上賭易きの事なれば斯く分配系に増員をたると則ち正しく他の系統に減員したる所以にして就中車夫の出處ハ大抵之を供給系に仰がざることあり惟ふに維新前後の雲助折助ハ早已に老廢に歸しぬ現在の車夫たる者木挽大工左官及び日雇人等のあらざれば農夫漁者より轉業し采らざるハなし故に現在二十萬の車夫あるハ則ち供給系中二十萬の生産労働者を減したるなり一夫終歲農業に従事する時ハ獨力にて少くも四斗四升入二十五俵の米穀を収獲せ故に此の割合ハ依りて計算する時ハ假に二十萬の車夫を悉く農業に服するとせば日本國內一ヶ年五百萬俵の生産物を出せあり一俵金三圓と見積り此計金千五百萬圓の富を増加するあり是全く無中有を生

そる者にして廢人力車論の實行ハ富國第一の策と謂ふも過稱ふあらざるべし
 或者謂く國土田園限りあり之に要する農夫亦已に充足せり故に二十萬の車夫其業を廢せれば更に爲すべきの労働なく爲めに餓死する者あるに至るべしと然りと雖も日本全國豈更に犁鋤を下すべきの餘地なからんや不毛の山不牧の野及び不掘の礦穴到る處之れ無きハなく空しく遺利を放擲して外人をして垂涎せしむるにあらむや殊に北海道ハ天府沃肥の地にして山に鑄海は煮土地餘ありて人足らむ二十萬の車夫を擧げて斯一道に移住するも尚其の一隅を充すに足らむ因て明治廿年の調査に係る畿内及び各道に於ける人口疎密の統計を左に掲げて吾言の虚をさらさ

るを明そ

	面積 里	人員	方一里二付人員
畿内	四四五、五九	二、三九七、八六一	五、三八一
東海道	二、六五八、八〇	八、九四一、三三一	三、三六三
東山道	二、六〇二、六七	四、〇〇一、二五四	一、五三七
舊興羽	四、二四七、二三	四、二〇五、二六四	九九〇
北陸道	一、五五七、七九	三、六八一、八五四	二、三三四
山陰道	一、〇八七、六六	一、七六一、五〇三	一、六二〇
山陽道	一、五七〇、二七	三、九八八、〇四二	一、五四〇
南海道	一、五六一、七八	三、五〇〇、三二〇	二、二四〇
西海道	二、六一七、五四	五、五八二、七三八	二、一三三

北海道 六、〇九五、三六 二三九、八六六 三九

爾餘諸小島略を

北海道ハ十一國八十一郡實に六千九十五方里面積の廣き全國諸道比類なし而して其人口を問へバ纔かに廿三万九千八百六十六人方一里三十九人に過ぎむ之を爾餘諸道の人口に比すれば其稀疎寥々たる晨星に異あらむ我政府夙に屯田兵を設け毎年幾多の士族を移住せしめらるゝハ士族其人の爲め國家の爲め一舉兩得の至計たりと雖も天下の窮民にして保護をべき者豈特り士族のみあらんや別に自ら救助をべき者ありて存せり唯士たとひ恒産なきも猶一縷の恒心あり爾餘窮氓の徒全國ニ偏く恒産恒心並び失して法度の外に棄て赭衣鉄鎖徒らに地方税の蠹たるにあ

らされば自ら甘んじて牛馬に伍し人力車夫となる者歳に其數を倍そ國家豈に黙止すへけんや余の政府が一法令の下に人力車營業を禁止せると同時に二十万の車夫を保護して人跡荒落の野に移住せしめられんこと期望の至りに堪へず

或者又謂く人力車を廢せるの固より一利なきにあらずと雖も之が爲め時間の不經濟亦た貲られむと然れども邦俗甚だ時間を貴重せむ隨ひて時間の約束を確守せざるの社會其弊に堪ざる所なり故に世俗の人力車に乗るの時間を惜むよりの寧ろ安逸を偷むにあり若し真成に時間を惜まば人力車より寧ろ自轉車の輕快迅速あるに孰若きぞや苟も人力車を廢止せば持り自轉車の流行を促すのみから

を抑も又馬車營業を勵そし足る或者尚ほ廢人力車を以て時間の不經濟とあそか
 之を衛生に訴へんや凡そ數品を弄する者の臆算に拙おく文字を知る者記臆不弱さの心理上免さる所あるが生理の猶心理の如く蝙蝠傘行はれて中暑多く眼鏡用ひられて眼病患者増し襟巻及び呼吸器ありて咽喉病益々加りたり由是觀之爾來吾人の脚力軟弱を極めたる所以人力車の流行に職由せるや明かあり之を統計に徴するに脚氣患者の勞力社會に鮮くして畫生學者官吏輩に多きを蓋し幾多の原因あるべしと雖も要するに脚力勞逸の如何に歸せり昔者封建の時代に苟も男兒たる者少なくも日に十數里程不堪ふる健脚を有せしが今に則ち否らず故に人力車の

流行の實に吾人の脚力を減殺したりと言ふも決して誣言にあらむ左きと是尚忍ぶべし別ふ一の忍ぶべからざるに車夫其者の生命短縮是あり凡人力車夫の下脚の諸病及び心臓病を患ひ或は吐血喀血腦充血等に罹りて頓死を致すに往々吾人の見聞せる所にして敢て疑を容れずと雖も概して其生命短縮を唱ふるに至りては医家尚或は之を首肯せず故に之れが証明をなさんと欲し公私の間百方手を盡して職業別生命統計を求めたりと雖も尚得るに由なし蓋し本邦未だ其調査あらざる者の如し因りて不本意ながら英國戸籍局長ドクトルウヰリアムオーグが西歷千八百八十五年の調査に係る廿五歳より六十五歳に至る職業別死亡数を左に掲ぐ

一千人に付一ケ年(明治廿三年六月)死亡者平均割合(十一日官報抄)

全國人員	三五、三七	車夫	四五、五二
同就業者	三四、五四	屠獸者	四一、一四
同不就業者	六八、六三	医師	三九、六〇
酒肆及旅館傭人	七七、九三	裁縫職	三七、二〇
季節商行商街頭商	六五、六九	菓物野菜商	三六、六一
烟突掃除人	五五、二七	調藥者藥劑商	三五、七四
脚夫運搬人	五四、四四	煙草零賣商	三四、六〇
取者(辻馬車)乗合馬車	五二、二二	魚鳥商	三三、九八
音樂師	四七、一七	畫工彫刻師建築家	三三、四六
理髮者	四六、八九	靴製造師	三二、六七
代訟人	三〇、六七	小店商人	三〇、三五

大工職指物職	二九、五一	書肆紙高	二九、一〇
海濱漁夫	二八、〇六	學校教員	二六、二五
小作人牧羊者	二二、六二	園丁培苗園丁	二一、七一
木挽職	二一、二〇	僧侶	二〇、五七

右表中二三職業家の死亡數多きハ蓋シ特種の原因なるべしと雖も之に次で最も多きハ脚夫運搬人夜番人取者となそ而して車夫ハ人力車夫に非さざる之れを我車夫に比較せる能ハむ而して我人力車夫の勞働ハ脚夫運搬人夜番人及び取者より尚一層過激あるハ内外人の共ニ承認する所あり然るに脚夫運搬人夜番人及び取者等の死亡數斯くの如く多きを觀れば我人力車夫の死亡數之れに倍蓰せるや明けし一夫其所を得ざるも志士仁人の身を殺して之を拯

ふ況んや二十萬車夫の夭折に於てをや夫れ刑餘の人の社會之れと齒せるを耻つると雖も猶出獄人保護會の如きものを設立して之れが救済を謀るあり況んや本來無辜の車夫に於てをや

以上三段落道德に訴へ經濟に考へ衛生ヲ徴し以て廢人力車論を唱ひたり要政府に對してハ之れが禁制を祈り社會に對してハこれが廢止を望むのみ近者社會道德大に進み爲めに廢娼論ハ天下の輿論となり猥褻ある繪畫及び小説等凡そ風俗を壞るものハ擧げて法令の禁せる所とあるこれに次で起るものハ廢人力車論にあらずして何ぞ聞く神奈川縣にてハ明治廿二年の地方議會に於て人力車税を廢したりと議會がこれに重税を課して禁止策を取らざるに

至りての少しく遺憾あり能くもと雖とも其人力車夫を恤むに至りての實に神奈川縣會の面目と云ふべし横濱の外人輻輳の地なれば車夫の外人の爲めに凌辱せらるゝとも必らむ甚だしく又た隨ひて横濱人士の車夫を恤むの情も他に比して一層切あるものあらん既に之を恤むの仁心あれば自然乗車に忍びざるの同情生ざるや疑ひなし惟ふよ本邦に於て率先廢人力車の實を擧るもの其神奈川縣に在る歟

石川縣の二三年來自轉車大に流行せしが此機ふ乘して愈々益々之を奨勵せば人力車の忽ち自滅に歸したるあらん然るに石川縣會に於ての計此に出ても自轉車一輛に付き金壹圓の課税をふし以て其流行を妨碍したりと云ふ果し

て然りとせば余の其の無遠慮に一驚を喫せざるを得ず然れとも逐事追ふべからず唯他縣に役た此事なきを望むのみ

曾て相州小田原より熱海に達する數里間人力車鉄道敷設を計畫して政府に出願したる者ありしも政府の之を許可せざりしと云ふ果して然らば人力車公行の蓋し政府の本意にあらざるや知るべし在野有識の士亦人力車を厭ふ者あきに非ず日本社會に於て人力車地を掃ふに至るを見る蓋し速きにあらざるべし肩輿の人力車と人力車の自轉車と勢兩立まべからず見よや肩輿已に人力車のために廢れたるぞ人力車豈自轉車の爲めに亡びざらめや

第六章 自轉車會組織

願るに人力車の流行に願る道路の改良を促し夫の險を夷らば凹を埋め或は墜道を設くる等大抵人力車通行の便を謀るに由り而して自轉車の輕快なるは人力車の比にあらむして道路の平坦を要することも亦人力車の比にあらむ故に自轉車を奨励するに即一層道路の改良を促す所以をらん歟然れとも若し今日の如く自轉車をして唯都下纨绔子及び好事家の玩具に委せしめば自轉車の永く一場の遊戯にして已まんのみ之を社會一般に流行せしめて其利用を企てんより衆力を合同して幾多の妨害を排除せざるべからむ衆力を合同するの方一よりして足らむと雖も同志相集りて結社會合するに若くはし因て今左に其設置準則を掲げて乗者の參案し資を

自轉車運動會規則綱領

第一條本會の左の目的を達する爲め之を組織す

自轉車を諸級の要務に利用する事

自轉車乗方を奨励して人力車を廢止する事

自轉車機械の改良を圖る事

道路の改良を促す事

體育に資する事

獨立自助の精神を發達する事

第二條會費の會員より募集すべし

第三條本會の生徒を募集し乗方を教授することあるべし

第四條會員の一定の會場に於て隨意乗車するを得

第五條本會の毎年數回長途競争を催し優等者に賞典を

付與を

但し競争會より會員外の者と雖も會員と共に競争せるを得

第六條本會の會員名譽會員より組織を

但し本會に對し特別の保護裨益を與ふる者を名譽會員となし之れに特別の待遇を爲す

第七條本會役員の會長副會長各一名幹事書記數名とす

但し幹事以上の公撰し書記の會長之を指命す

第八條本會の他の自轉車運動會と氣脈を通じ衆力を合同

して第一條の目的を達するを勉むべし

英國に於て自轉車流行の運に達したるは全く結社會合の力に由れり因て左に同國に於ける合同國民自轉車會の一

斑を記せん

英國に於て自轉車の流行を極めたるは甚だ速にして此間幾多の障礙に遭遇せり而して今を距る二十二年前國內有名なる數多の自轉車會一致團結して聯合國民自轉車會ある者を興したり本會の各地方自轉車會より會員に應じて數多の委員を出し其委員中より理事者を撰舉して該會の事務を掌らしむ其之に要する一切の費用は會員の負擔に係れし該會の目的は曾て遭遇せる幾多の障礙を排除し乗者の爲めに諸般の利益を謀るにあり而して理事者の官衙と直接なる關係を有し會則を規定して支會に廻付し又の速行乗者の爲めに丘陵の所在等を通知し而して道路險惡ある時に該會に於てこれが脩理を爲すことあり抑會員外

の者と雖も今の乗者愉快に競起まるを得るに至りしり全く該會の餘澤に歸せり該會に嚴肅なる規約を定め毎年一兩度大に競争會を催し會員外の者と相混同して輸贏を聞かせり

又英京龍動に於て別に旅行の爲に組織したる自轉車會あり會員の何處の市府に於ても大抵定宿ありて頗る便利を占む宿料額の豫め該會と旅舎との規約によりて定まれり又會員中より委員を撰み道路の良否及び旅行に要用ある報告を爲さしむ會員の總數既に二萬人以上に及び其被服の自然灰白色を用ゆる習慣を成せりと云ふ

第七章 自轉車機械

自轉車の精粗良否一あらむ隨て價に高下の差等あること

甚しく上等の品の壹輛五十圓乃至百五十圓にして斯る機械の総て鋼鉄より成り鍍せざるはニツケルを以てそ且脊骨及び輪又等の内部の皆空虚にして頗る軽く且堅牢を極め把手の黒檀象牙若くは水牛にて製し以て手掌に熱の生ずるを防ぎ鞍下に彈金を附して震動を和げ輪の周圍の凹にして丸く太き護謨を箱め高低不平坦の道路をも靜かに通過するを得せしむ車輪回轉の摩擦を省きて進行を迅速ならしむる爲め車腦内部若くは輪又の極端に數個の玉を箱め車軸をして其間を貫かしむ加之あらむ玉の箱りたる車腦と車軸との間より適宜に油を注ぎ得るを以て玉入機械の自轉車の回轉するに脚力を勞すること最も少なくて速力最も強し脊骨下に於る輪の外部より輪の周圍に於

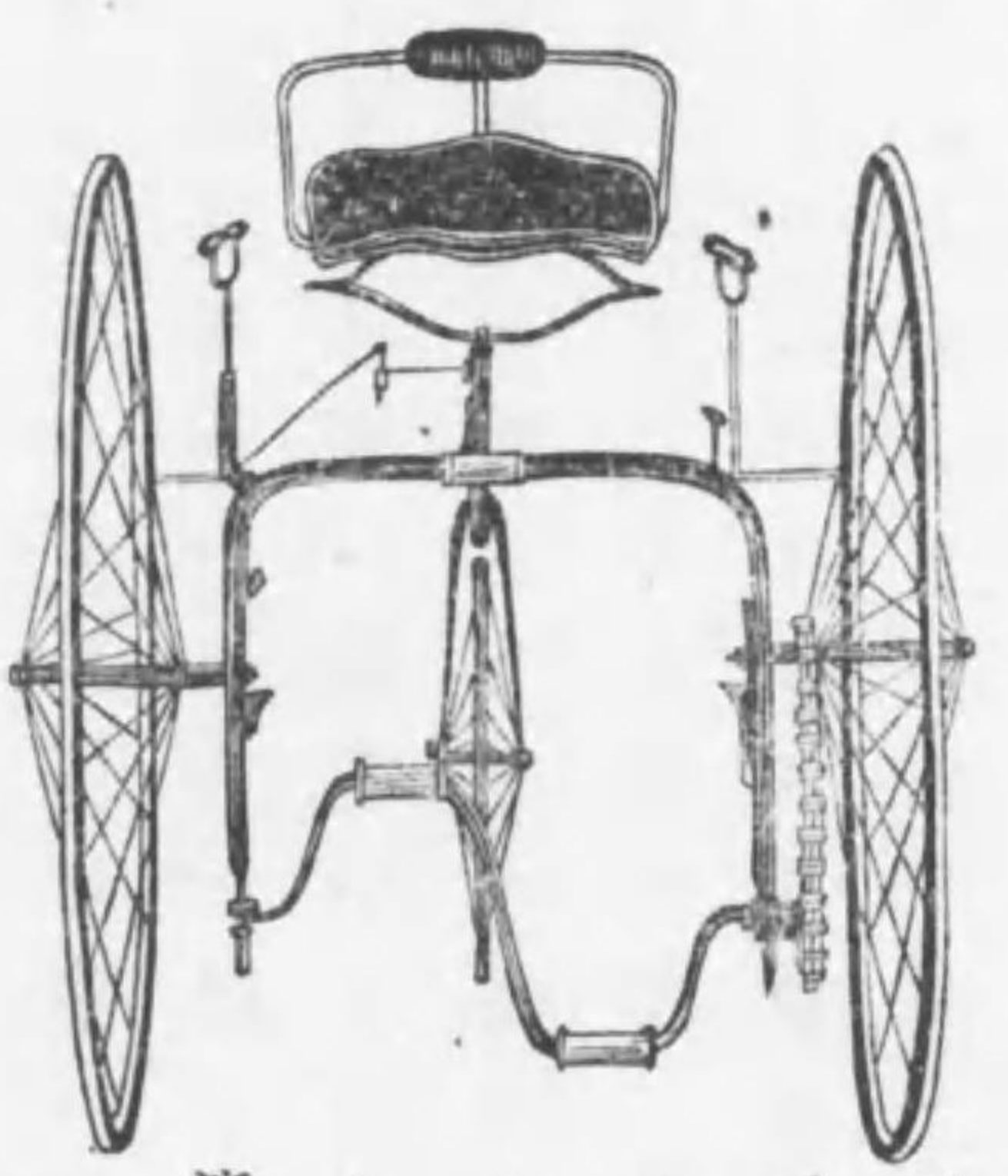
第一安全二輪車乗用の圖



る泥土を避る装
置をかせり把手
に警鈴を附し
隨時之を鳴して
路人に注意を與
へり英國の或る
地方に於ては法
律上警鈴の必を
用ひさるへうら
そと云ふ又点燈
あり其装置二様
にして三輪車及

び低き二輪車より之を把手の前即輪又の頭又ふ懸け高さ二輪車
に之を車軸に懸くるを常とそ此外轉螺挺矯輪線器油罐
等の附属品及び附属品入革囊荷物入革囊あり
初め自轉車の製造甚だ卑一たりしこと既に総論に記し
たり爾後幾多の改良を経て輓近に至り一の大改良とも謂
ふべきは則第一圖安全二輪車に於ける齒輪の發明是あり
圖の如く齒輪を後輪の軸是も齒に連ね此齒輪に鉄紐及び
足掛を装置したる趣向あり乗者鞍に跨れば兩脚足掛に直
下するを以て身体の重量自然之に加ふる爲め強て脚力を
勞するに及ばず加之を左右各一踏にて前後の兩輪の
二回轉するなり例へば直徑三尺の輪を踏むば左右兩足各一
踏にて其周圍九尺四寸強の二倍一丈八尺八寸強進行す故

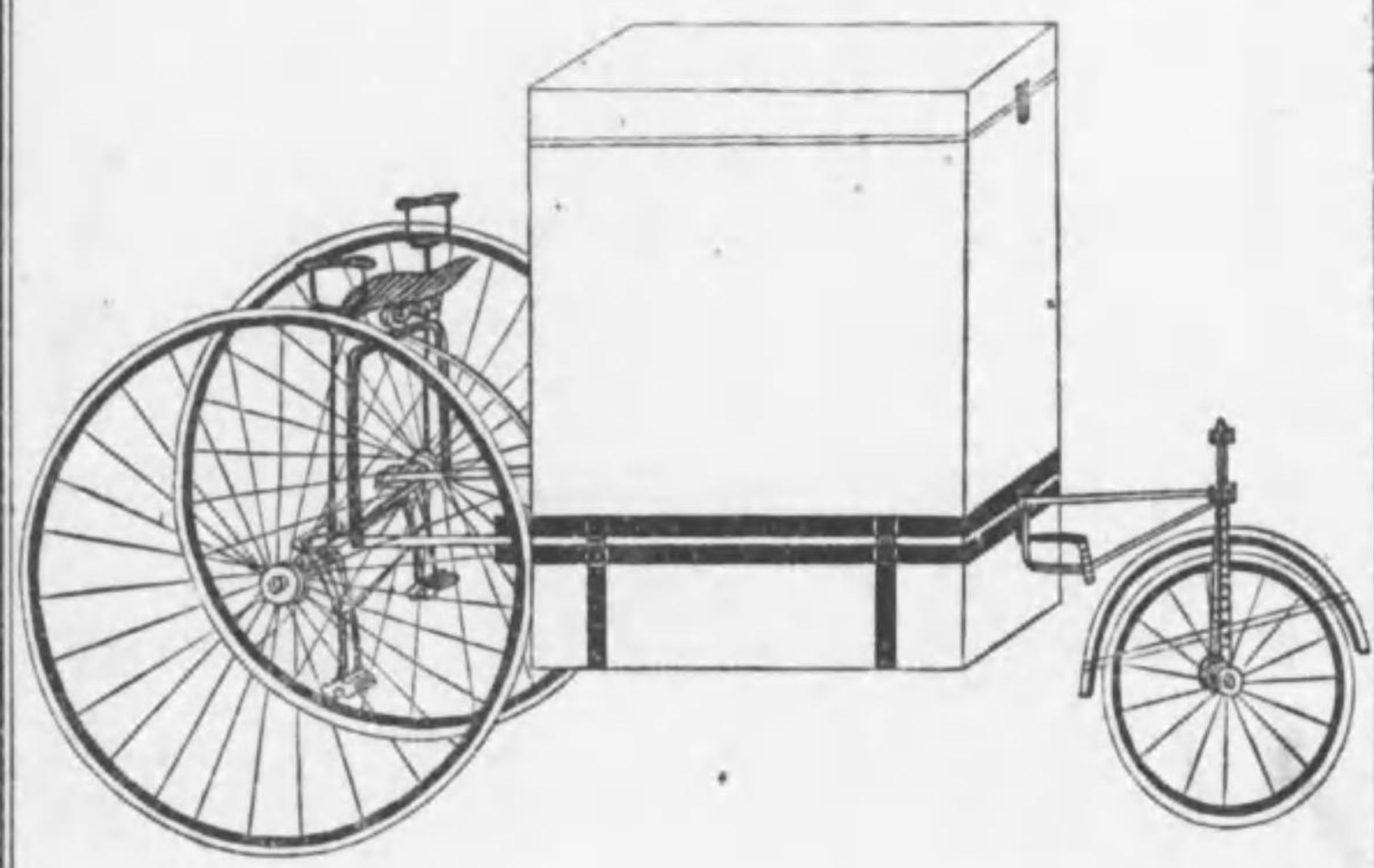
第二紳士貴女用三輪車圖



に兩脚の踏み方甚だ徐かよし
 車輪の回轉頗る頻あり而して
 此種の低き二輪車の上車下車
 共に容易にして險惡の途群集
 の間を通行するも絶はて危険
 の虞なく真に安全車たるに背
 かざるあり
 第二圖紳士貴女用三輪車の鞍
 に跨るを要せむ恰も椅子に倚
 りたるが如き姿勢を以て之に
 乗り兩足の風琴の踏板を踏む
 其踏板を壓するあり而して右
 か如く左右更る々々徐かよし

手の把手の後方の小輪即楫に聯絡するが故に把手の動か
 し方によりて左右何にも方向を定めて前進若くは回避を
 するを得るの猶舟の楫に於る如し左の把手の則隨意車輪の
 回轉を止むる趣向なり鞍の乗者の身長に應じて適宜に上
 下するを得而して足掛を踏むに力を要せざるの安全二輪
 車の如し加之のみならず乗方容易にして他の三輪車比二
 輪車の如く困難ならざるを以て一二月間乗用して楫の取方
 を會得するに止るのみ真に輕便無比の晏車なり肉食の君
 子深閨の佳人一たび之に駕せし健康日に倍蓰せん別に二
 人乗用三輪車あり前方兩輪の間は二ツの鞍及び足掛並列
 して二人の乗用に適を但し二人の力にて一車を回轉する
 に因り勞少くして速力殊に強しと云(圖略を)

第三商業及通信用三輪車圖



第三圖商業及び通信用三輪車の其構造及び乗方第二圖と同じ趣向にして唯前輪と後輪の間を隔て此處に荷物を載せる装置をかせり故に郵便脚夫行商人等之を用ふべし殊に便利を極むと謂ふべし

新形三輪車は其構造第四圖の如く十分改良を加へたる者にして一回轉毎に一丈八尺にして一時間六里の速力を有す凡此種の三輪車の前輪は即楫にして之を以て自在に方向を取る者ども

婦人用アイデヤル三輪車は第五圖紳士貴女用三輪車と同様にして唯小輪即楫の前にあるを異なりとあそ之を故に右方に付したるの脚を分て之に跨るを恐るを避るにあり

第四新形三輪車圖

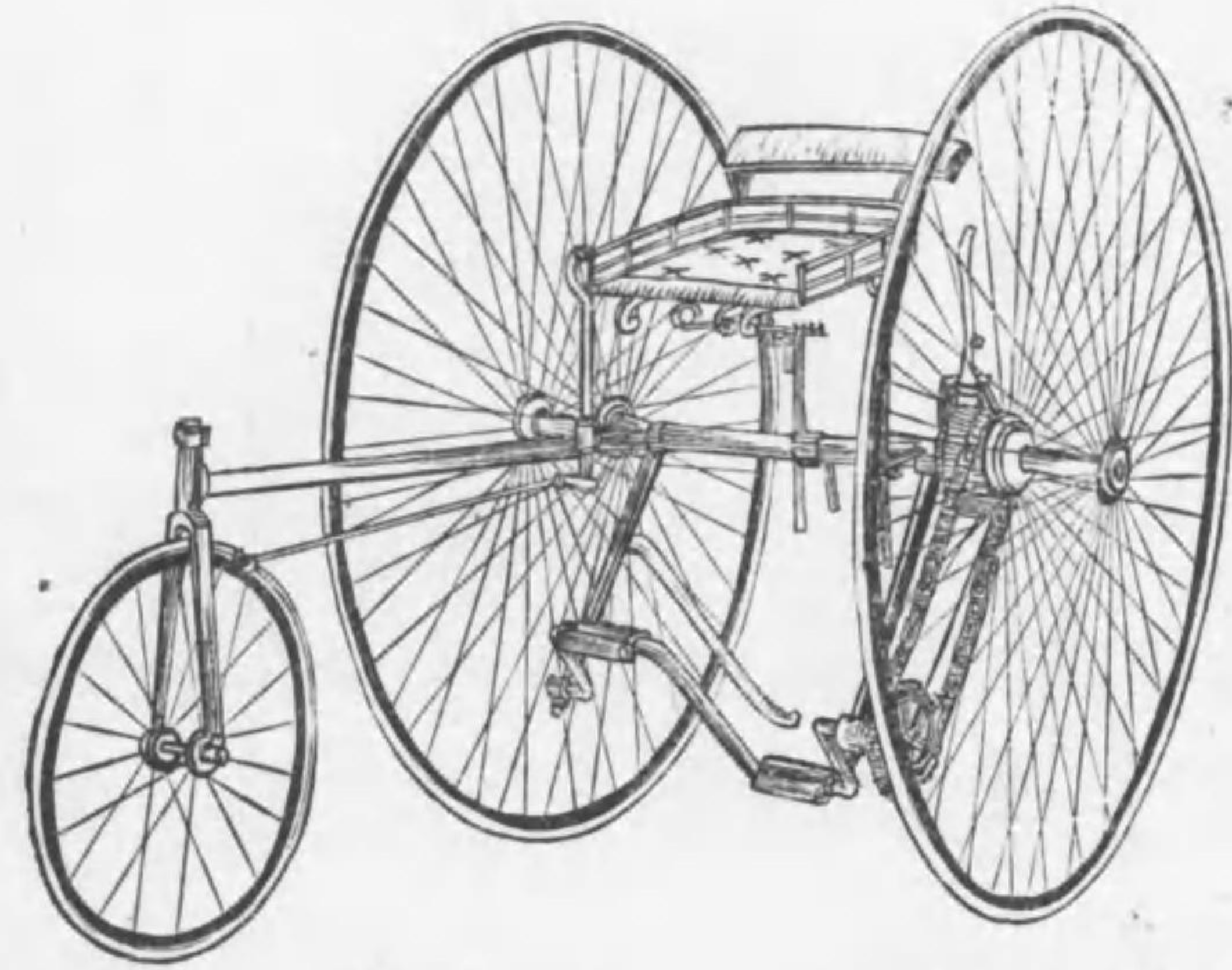


且乗車下車の際裾其輪に觸るゝを避るにあり

を有す凡此種の三輪車の前輪は即楫にして之を以て自在に方向を取る者ども

婦人用アイデヤル三輪車は第五圖紳士貴女用三輪車と同様にして唯小輪即楫の前にあるを異なりとあそ之を故に右方に付したるの脚を分て之に跨るを恐るを避るにあり

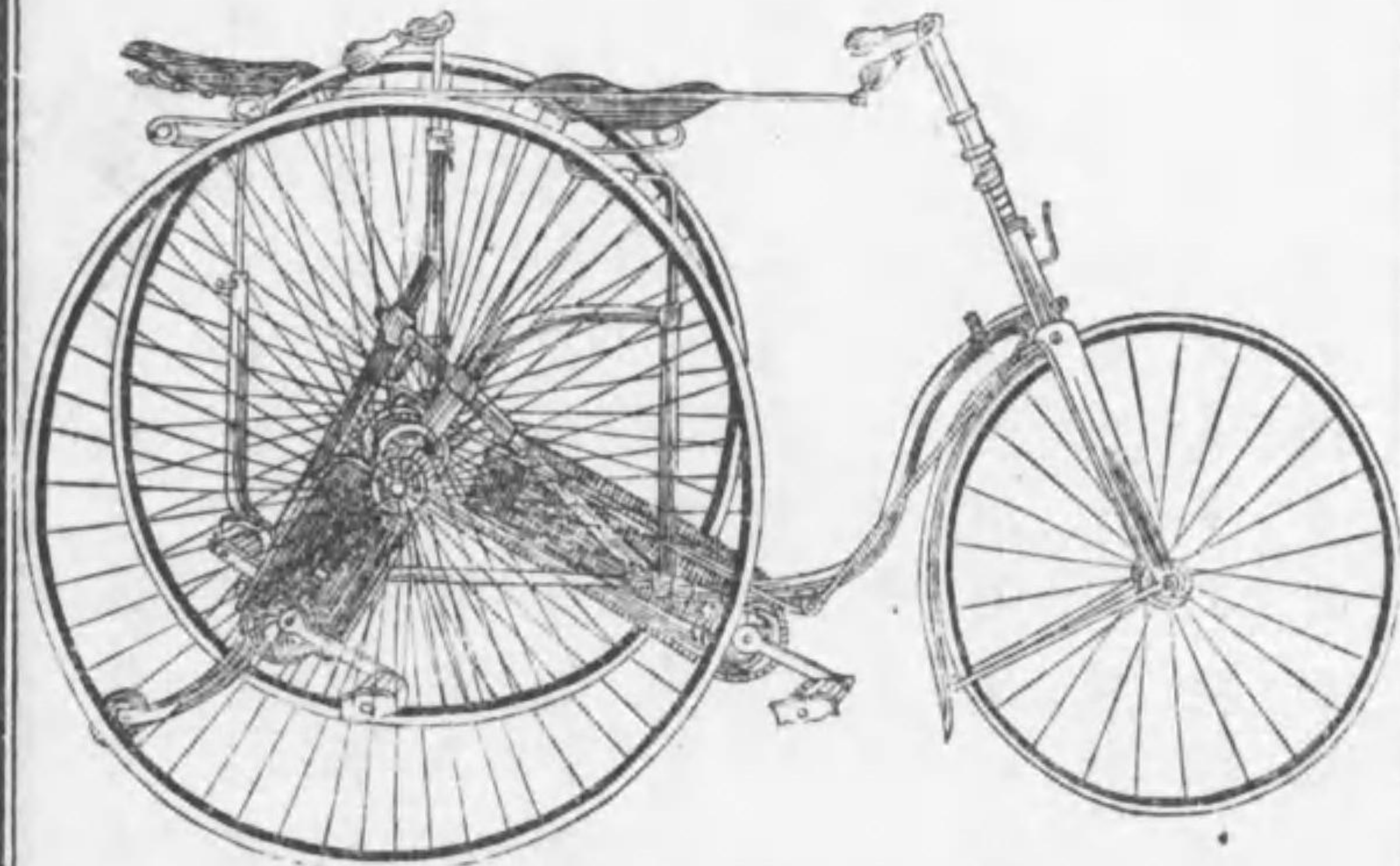
第五婦人用アイディア形三輪車圖



二人乗タンデム形三輪車の第六圖の如く其構造アイディアル形に同じく唯鞍把手及び足掛を二重にして前後二人の乗用に適するを異ありとそ余謂らく此種の自轉車の後輪の間を人力車の如くおかし車夫の前に乗りにて回轉の勞を取り以て乗客を載するの便に供せり廢人力車の實を擧ること一層容易なるべし又少しく意匠を凝し

て工夫せば跛者乗用の自轉車を製し跛者鞍上箕坐したる儘兩手にて車輪を回轉し進行せることも亦難きにあらざるかり唯器械學者の一考察あらんことを望むのみ以上ハ精巧なる機械構造の一般あり初進者の演習用に供し又ハ郊外數里間の往役に充るにハ強ち総鋼鉄製の上等品にあらざるも車輪ハ木製にて足まり木製輪ハ其周圍に鉄を籍むるのみにて護謨を用ひむ此種の車の壹輛五圓乃至十圓にて輒そく購求し得べし木製輪の自轉車の尋常の鍛工にても之に摸形若くハ圖を與ふれば容易に製造し得るなり余新潟に於て試に二三輛製造せしめたるに一輛五圓乃至八圓にてありし物價低落の地方にてハ一輛五圓以下ある可し石川縣金澤ハ兩三年以來自轉車頗に流行せし

第六二人乗タデム形三輪車圖



が同市にて一輛最低價三四圓ありと云ふ然れども斯る廉價の木製機械の唯初進者の演習用及び兒童の運動用に適するに過ぎず乗者稍熟練せば更上等の車輛を求めて實用に供さべし神奈川縣横濱梶野仁之助氏の製造に係る者の價廉にして機械舶来製に譲らば壹輛三十圓余を投それば十分實用に適する機械を購置し得るを

り殊に舶来製の往々吾人の用に適せを一例を舉れば舶来形の輪叉の頭短くして把手甚だ低きより因り吾人之より乗る時に上体半ば前屈まざるを得ると雖も自國製の品の吾人の身体に適せざるなし故に同氏創業以來自轉車の全く外國の輸入を防きたりと云ふ而して國中又之に勝る自轉車製造所あるなし因て此の書載せる所の圖中七八に對し卷末同氏の代價表を掲げ以て乗者の便覽に供す

第八章 自轉車乘方

凡少年及び成人に論ふく自轉車乘方を學ぶに自轉車學校に入りて習練するに若かず自轉車學校に於て其だ容易に上車方及び下車方を教授し初進の者をして如何なる新奇別様の車を得るとも自在に乘用する伎倆に達せしむ

然れとも近傍に其學校の設けあらざれば獨習せざるを得
 む而して初めより數人相集り相扶けて勉強するを便利な
 りと本邦に於ては未だ英佛等の如く自轉車學校及び練
 習所の設けあらざるあり故に若し尙自轉車營業家より到り
 勉強するにあらざれば乗者先つ一輛車を購ひ得て多少意
 匠を費やし自ら習練せざるべからざる其乗方の最初甚だ困
 難にして一回轉も能く進行せずと雖も一旦其術を得れば
 甚だ容易にして人をして鬼鞭き神推そかと思はしむ要そ
 るより入り難く達し易きものあり故に自轉車學校に入りて
 之を學ばむとも少しく忍耐して朝夕一二時間つゝ勉強そ
 れば凡一週間乃至三週間にて自由に乗り得るに至るべし
 但三輪車にて乗り初め足の踏方を心得たる後ち二輪車に

乗るに正當の順序なれとも若し三輪車をけきば強ち此の
 順序に拘泥せざる初めより二輪車に乗り慣をべし二輪
 車にて習練せれば三輪車の固より學ぶに足らざる而して左
 の記載する所の總て二輪車乗方に限れり

第七低き二輪車演習の圖

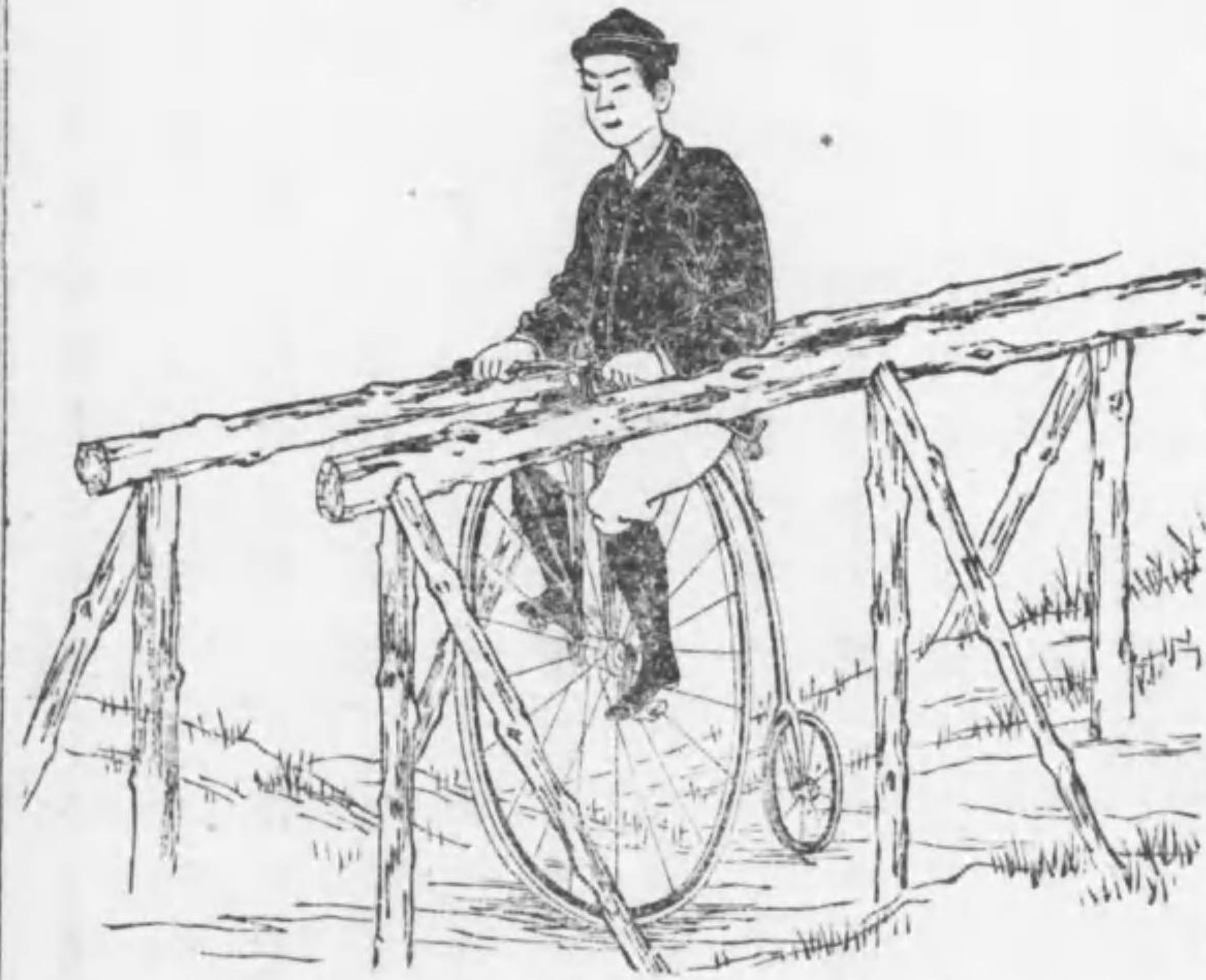


二輪車乗方を學ぶに最初第
 七圖の如く低き者を選択すべし
 低き者の危険なくして能く其
 目的に達し易し機械の強くし
 て其鞍の乗者の足容易に足掛
 に達し又能く地面に達するた
 め十分低く且後部にあらざる
 べからざる足地面に達をきば誤りて足掛を外るとも轉倒を

るの恐おし而して把手口成るべく高くまべし乗者の足足
 掛の最高点に達したるときは宜しく脚力を加へて左右更
 るく踏板を壓さべし
 乗者一機械を得ば宜しく平坦にして少しく勾配ある丘陵
 を擇び此に於て鞍に跨り兩手口強く把手を握り兩足口足
 掛を外し一直線に其勾配面を下るべし乗者其重心を得る
 べし最も困難を感するならん故に乗者の正しく鞍に跨り
 車の一方より一方に傾降する方向に輪を回轉さべし斯く
 て乗者右方に跌轉せんとするときは右方の把手を引き左
 方に跌轉せんとするときは左方の把手を引くべし是則ち
 重心を得る手段にて乗者の最も困難を感する所あり故に
 之を秘術と稱す苟も斯術を得ば既に乗方を得たりと謂ふ

も可かり假令倦怠の念生するとも嚴肅に注意して數百回
 之を復習せば遂に機械の左右傾向を生せむ正しく一方に
 降るべし既に斯術を得ば乗者の更に足を足掛に載せ左右
 交々穩かに之を壓し右足下方に向ふ時は右方の把手を引
 き左足下方に向ふ時は左方の把手を引き車輪の一方に偏
 するを防ぐべし是等の演習を爲さふに十分意匠を費やし
 て車輪を回轉し急激の震動を避けざるべからむ乗者安全
 に重力の平均を取り乗車し得るに至らば乗者の更に進て
 高さ車にて練習するを要さば高さ機械の低き者と乗方に於
 て毫も異なる所なしと雖も上車方下車方に於て特に多少
 の練習を経ざる可らむ低き機械なれば誤りて落車するも
 も鞍に跨りたるまゝ、兩脚共に地面に達する故轉倒するの

第 八 高 二 輪 車 演 習 の 圖



危険なしと雖も高さ機
械に誤りて落車すると
さへ往々負傷を免れむ
故に初めて高さ機械を
用ふるときは中三尺許
に壁間長さの少くも車
輪周囲の七八倍以上お
れば何間にては長さ程
便利なり)に於て練習そ
べし其中三尺位と限り
たるハ機械の左右何き
は偏向するとも乗者壁

第 九 上 車 の 圖



に支へられて轉落の憂ひおきを保まる爲めなり若し中三

尺許の廊下おければ單
簡に竹若くハ杭にて第
八圖の如き構造を地上
お設くるハ最も妙あり

上車方

上車方の第九圖の如く
乗者兩手を以て把手を
握り後輪の後にお立て一
方の足を踏板に懸け一
踏して鞍にお跨ると同時
に他の一方の足にて先

踏板を踏み左右交互に回轉を始べし

第十圖 足掛りの上る圖



上車方、下車方の如く多からず、此外、熟練者の往々地面より直ち、鞍に跨ることあり、雖も震動過激にして危険なき能く、又第十圖の如く、踏段を要せず、踏板より直ちに上車する方あり、是、車側を奔る際、踏板最下点に達せし時、一足を之れに懸け、即時に鞍を跨るなり、総て是等の

第十一圖 下りよる車



懸るや直ちに他の一方の足を足掛より外して、後輪の側か地面に達し、然る後、既に足掛に懸置たる一方の足を地

術の多年の熟練を経されば、爲し得ざる者あり、強て學ぶべき事柄にあらむ

下車方

下車方、上車方の反對にして、一足の踏板最下点に達せし時、敏捷に一方の足を後部に引き伸して、踏段に

面に下をべし此時兩手の固く把手を握りて車の轉倒を防
くべし然とも最も神速にして危険なき良方の足掛より下
るにあり乗者車より下らんとする時の少しく回轉を徐か
にし左右何れに拘らむ踏板最下点に達したる時第十一圖
の如く他の脚の脊骨を越えて一方に投げ出し一躍して地
面に下るなり此時其一躍の勢を付する爲め体重を一方の
足掛と把手に托せし未熟の際の動もそれバ機械の爲め
一蹴らるゝことありと雖も固く把手を把持して放さゞれ
バ危険の恐おし余の常に左方より下らんとする時の左手
にて固く把手を握り右手の脊骨を掴み右方より下らんと
する時の右手にて固く把手を握り左手にて脊骨を掴み即
一方の手の把手を握り他の手の脊骨を握りて体重を托せ

第二十坂を下る圖



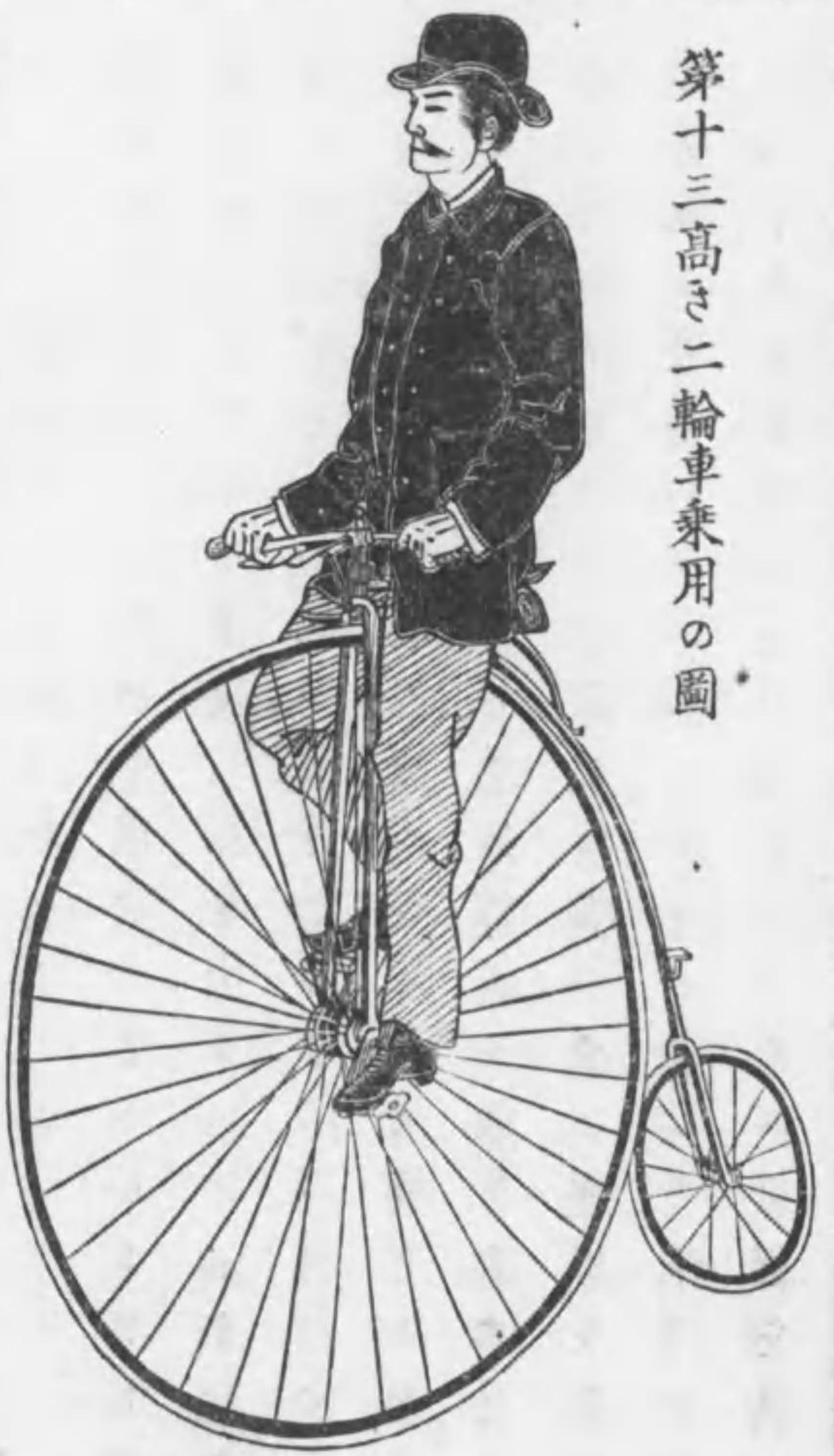
るなり余の實驗上此方を最も便利且安全と爲す第廿一圖
と異なる所の唯一手を以て鞍の前部なる脊骨を握るのみ
此外種々に下車方あれども之に勝る者なく且熟練されバ
自然隨意に下ることを得るにより敢て爰に贅せむ

下坂方

多少勾配面ある坂を
下るに兩足を足掛
より外して十分之を
左右對に開き張るべ
し又第十二圖の如く
兩脚共に把手を越え
て之に懸くべし即右

方の把手に右脚左方の把手に左脚を懸く但脚を把手に懸
 る際に左右各一瞬間手を把手より放さべし斯くする所
 以不慮の事ありて車より轉落するも尋常の乗方に比そ
 きは危険鮮なきはあり然れとも余り未だ之を熟せざる
 爲め歟寧ろ危険を覺ゆ乗者須らく意匠を凝し圖を案して
 自ら之を試むべし斯く下坂方あればとも別に登坂方あり
 但勾配高き坂あれば屈曲蛇行するを要するのみ
 高き二輪車の乗方には已に悉しとり乗者之に據りて演習せ
 ば容易に熟達をべし而して第十三圖の熟達者の高き二輪
 車に乗りたるなり其状恰も馬上鞍ふ據りて左右を顧眄す
 るが如く適ま路人の隣を得るは足るより喜んで此種の車
 に駕し揚々閭里を過る者ありと雖も十分實用の適せさ

第十三高き二輪車乗用の圖



動もまれば危険なきを保せむ又途上知人に邂逅する時に
 の瞬間も回轉を止めて談話する能は故に眞の實用に供
 するに低き二輪車若くは三輪車を用ふるの便利にして

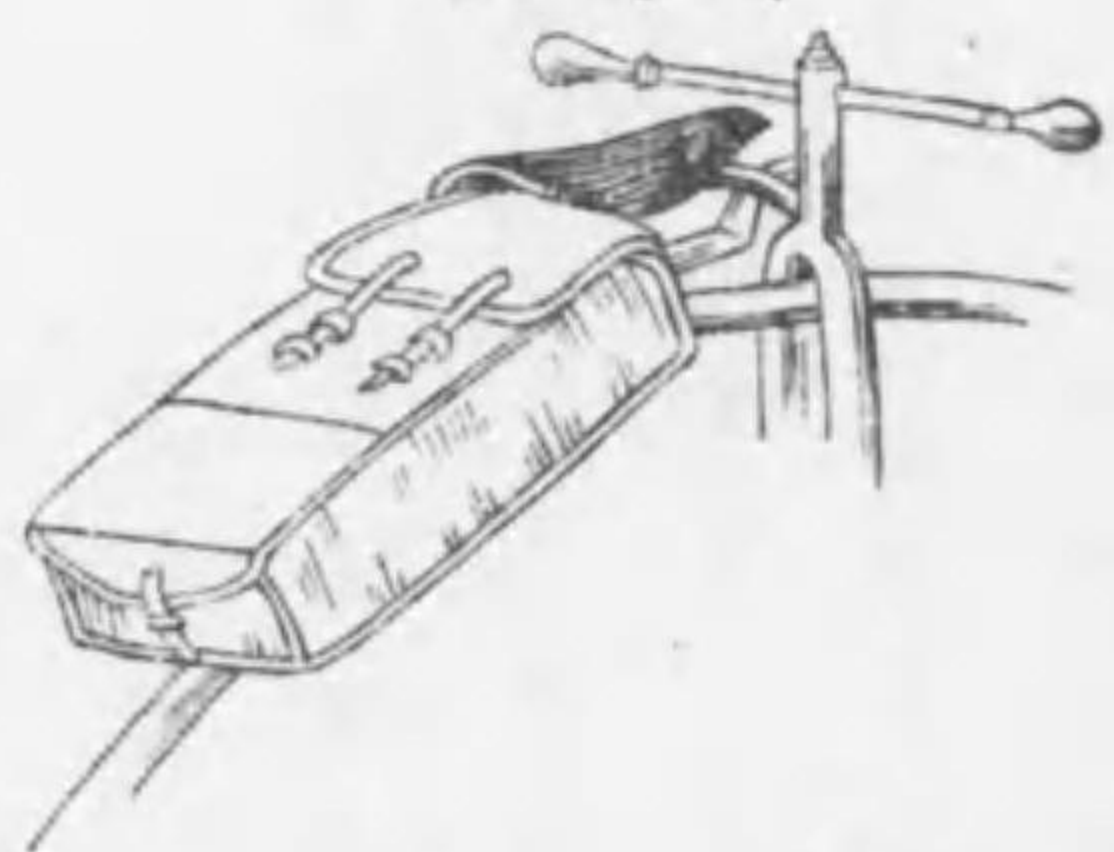
るあり例
 へは熟練
 者と雖も
 上車下車
 共に多少
 困難し
 殊に街頭
 群集の間
 に於ては

且安全あるに若かむ已に第二章載せる所の佛國陸軍自轉車採用令の記事にも高き二輪製の平地のみに限れりと云へり

第九章 自轉車旅行

乗者旅行せんよの豫め準備せざるへからざる事あり即ち機械の総て丁寧拂拭したる後車軸に油を注ぎ其留釘の螺線に注意せよし旅行數日に渉る時口務めて急激の進行を避け殊に乗出し數里間の徐々な回轉を要せ然らざれば身體早く疲勞して遠路に堪へ難し途中に於ては隨時適度に食用をせよし身體の疲勞を速き健康を害するは空腹の勞働より甚しきなり余曾て友人の旅行を見送る爲め未明早起して喫食せむ居宅より凡一里程を隔てし停船場

第十鞍下行李の付るも



に到りしう忽ち疲勞を生じ歸路背汗衣を濕せり故に道中の多少の滋養品を用意し適度な食をせよし渴を稍まに牛乳雞卵等を用へ成べく水を飲むへからむ空腹の運動は勿論健康を害すると雖も飽腹の運動も亦頗る胃力を害す故に飯後凡一時間の休息を要す服装類は常に清潔を主とし乾きたる靴下及び襪衣を着し暴風に紹若くは紗の類にて製したる覆面を用ふるも亦可あり余は平生高等官禮帽の形に類せる深緑の帽子を戴き風塵を避けり尤も帽子の目荒の地質より製したる者にあらざれば之に穴を穿ち空氣の流通を能くせし炎暑に襟の釦を

外し頸部を寛くまべし然らざれば身柱に熱を生じて中暑の原因とあることあり鞍の特に旅行用に適したる者あり

第五十圖 行李の手に付るもの



之れに跨れば臂痛を感ずることあり自轉車の行李の時好によりて種々の形あり第十四圖及び第十五圖の英國に於て現今流行せる者にて前者の行李鞍下に付け後者の把手の前面に付る者あり世界中最自轉車に適したる道路の英國にて佛蘭西和蘭比耳義之に亞き亞米利加之新開國にて道路尚粗惡あり然れども近時頗る自轉車の流行を見るに至れり米國テキサス州のドクトルジーンビ―ハツチエンパーなる者空中自轉車の新工夫を促したる

も畢竟道路の不良に歸する者の如し其凹凸高低極りおき道路の困難を避る爲め氏の二條の金線を十フート許隔て、上下お張渡し恰も電信柱にて電線を架したる如く處々一柱を立て之に最強の拉緊力を以て引張付車輪を金線の溝に入れて上下二條の間を走らしむ其車の進行するに二ツの動力を以てする譯にて其一は上の金線を傳ふる電氣力に依り他の一は乗者自ら脚力を以て回轉するなり其發電器の乗者の鞍下に在り而して其速力ハ一時間二十五英里乃至二十英里を走ると云ふ是等の發明全く成功するに至らば一層の便利を極むべしと雖も金線を空中お架する如きハ其經費費られむ寧ろ道路の改良を促すか或ハ地上に軌道を築造すれば乗者皆ハ單身進行するのみならず

人力車の如く後部兩輪の間に数名の乗客を載て運轉せること亦決して難きよあらざるあり
 佛人ダニエール氏の巴里より埃都維納行に於る米人トーマステガンズ氏の世界周遊に於る共自轉車の旅行に便ふるを証明したり國中碓氷箱根白川等よ於る峻坂の固より車輛の堪ふる所ふありと雖も自轉車の重量の頗る輕くたとひ大輪の機械にても隻手にて之を舉ぐるを得故にかゝる坂路若しく砂漠場裏の車より下りて轄く之を輓くも又之を肩にさるも輕々一舉手の勞ふ過を若し車上荷物多きか或は乗者婦人女子ならバ一時人足を雇ふて車を輓しむることも亦容易に爲し得べきのみ故よ是等の事の固より意とせるに足らざるも唯旅客の車輛を有せざるを憾むのみ故に自轉車旅行の便を全からしめんは人力車場のある如く都邑宿驛到る處自轉車立場を設々之に數輛の車を備へ每一里若干の價を定めて乗者に貸付せるの便を開は乗客の宿驛毎に車を借換へつ、甲より乙に乙より丙丁等の宿驛に至るべし他の一方より来る乗客の丁より丙に丙より乙甲等の車を借換つ、旅行を爲さば其便利果して如何ぞや實際に斯の如きを得ば特り乗者の便利あるのみならず人力車業者の一變して自轉車營業人とあるを得て一朝人力車廢せらるゝの日に際しても活路に窮ざるか若きことありあらざるべし人の言に曰く今の蒸氣力の世既に過ぎ去りて電氣力の世来ると余謂らく今の本邦人力車の旅行將に廢れて自轉車の旅行更に始まらんと

もと早已に三府及び爾餘の都會に貸自轉車營業家のある
の豈余か所謂自轉車立場の濫觴にあらざるおきを得んや

第十章 乗者の注意

社會一般の自轉車に對して黙したる一敵なり適ま拙劣あ
る乗者あり途上誤りて落車し爲め路人を傷つくる歟瓦
斯燈及び戸壁を破ることあらば異口同音自轉車の危険を
唱へ遂に警察權を以て禁止さるゝが如きことあきにあら
む假鑿速からそ近く石川縣に處置にあり故に乗者の熟練
したる後ふあらざれば決して街道に出るなかれ河伯の水
に溺れ猿猴の水より落るゝ漫りに其伎倆を負むふ因る故
に乗者の假令十分熟練そと雖も常に警戒注意して敢て或
の忽諸にそべからむ途上若し頑固なる馬に逢ひ遙に其驚

愕の狀を認むる時、速に下車し馬の歩み去るを待ちて再
ひ乗車をべし然れども間近く不意に馬に出逢ひ其恐怖の
狀あるとき、強て下車するより、寧ろ速に乗り過ぐべし
然らざれば却て馬を驚して不慮の變を速くことあり
車上尚一つの危険の進行中足掛を踏外をあり十分に脚力
を加へ足掛を壓する際誤て足之より滑り外るまば全身の
重力前輪に歸して後輪爲め跳ね上り乗者前に轉落せさ
るを得む故に乗者の足の踏み方に殊に注意を要するな
り尤是等の踏外を避くる爲め格段に用意したる足掛并に
一種異様の靴あり乗者宜しく之を用ふべし道路極平坦な
れば車上知人に逢ふ毎に帽を脱して敬禮すること容易か
れとも凸凹ある途上にて強て之を爲まなかれ

橋の前後に皆多少の勾配を有せる中に其度甚しき者あり之を乗り下る際に十分兩腕を引伸して上体を後方に向け体重を成へく後輪に托せざるべからず然らざれば乗者動もそれ以前に落ちることあらん
 乗者の不注意若くは不熟練の適ま世人の嫌厭を速きて自轉車の流行を阻礙するに足るが故に石川縣金澤市に於て乗用を禁止せられたるに蓋乗者自ら速くの咎にして已むを得ざるの結果たりと雖も果して石川縣に全く市中自轉車の通行を禁止したりとせば余の其處置に對して未だ了解する能はざるなり同縣に於て之れが禁止を爲すに至りしは市街の安全を保護するが爲めのみ其之れを禁止せざる以前に在りて其街道に妨害を與へたること想見に餘あり

りと雖も是れ則ち乗者の罪のみ自轉車の罪にあらざるなり更に進んで論及すれば不熟練若くは不注意にして過誤を爲したる者の罪のみ乗者全体の罪にあらざるなり故に若し自轉車に乗りて路人に妨害を爲したる者あらば唯其妨害を爲したる者を罪して可あるのみ爾餘一般の乗者をして之れに連坐せしむべからむ若し然らば其處置の二三者の失火したる爲めに社會全体に火を用ゐるを禁むると何ぞ異なるらんや

夫れ馬も亦路上妨害を爲すことなきにあらざると雖も未だ曾て乗馬の禁あるを聞ざる者も他なし其妨害を爲すに取者の罪ふして馬の罪にあらざればなり況や自轉車をや自轉車死物たり活動不羈路人を害する者にあらむ其之れあり

るの乗者の不注意にあらざれば不熟練の罪に坐せるのみ
東京の肩摩較撃行路織るが如きも未だ曾て自轉車乗用の
禁あらむ是一の乗者の細心留意ある曾て路人を妨げざる
に因ると雖も抑亦當局者の自轉車に於る其處置宜きを得
たるに職由せむんばあらざるなり余因て曰く乗者不熟練
中の須らく小心翼々車上自ら戒め自ら慎み猥りに外に出
つ可らむ假令熟練後と雖も須らく安全二輪車を用ひ高き
者に乗るべからむ又曰く乗者の多き不熟練若くは不注意
よして動もそれば路人に妨碍を加ふるおきを保せむ若し
斯る者あらば罰宜しく其一身お止まるべし敢て或は之を
自餘の乗者に及ぼして自轉車乗用の自由權を剝奪するが
如きことなうらんことを冀望を

明治廿三年九月十二日印刷
全 年九月十四日出版

定價廿五錢

版權登錄

新潟縣岩船郡村上羽黒町六十三番尸士族

著述者 無出版人 金澤 末藏

東京本郷區湯島切通シ坂町廿二番地

印刷人 渡邊 米吉

東京神田區柳原河岸十四番地

全國大賣捌所 普及 舍

教育書專賣所

新潟縣新潟市本町通七番丁 新瀉縣賣捌所 櫻井 産作

終

